

平成29年蘭越町議会第2回定例会会議録

○開会及び閉会

平成29年6月19日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時59分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	永井 浩	3番	向山 博
	5番	難波 修二	6番	赤石 勝子
	7番	福村 正見	8番	中島 溢子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

7番 福村 正見 8番 中島 溢子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
住民福祉課長	河野 俊明	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課	坂口 幸夫	農林水産課長	矢村 勉
建設課長	竹内 恒雄	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	小林 勝司	会計管理者	淀谷 融
総務課参事	田縁 幸哉	農林水産課参事	小川 佳久
商工労働観光課参事	山下 志伸	建設課主任技師	中村 伸宏
農業委員会事務局長	谷口 敦哉	建設課土木係長	大谷 和也

○服務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木秋彦 書記 和田 慎一

○議事日程

- | | | |
|------|--------------------|----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 | |
| 日程第4 | 一般質問 | 難波 修二
福村 正見
中島 溢子
赤石 勝子 |
| 日程第5 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ |
| | | いて |
| 日程第6 | 同意第1号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| る | | ることについて |
| 日程第7 | 同意第2号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| | | ることについて |
| | 同意第3号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| | | ることについて |
| | 同意第4号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| | | ることについて |
| | 同意第5号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| | | ることについて |
| | 同意第6号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |
| | | ることについて |
| | 同意第7号 | 蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め |

		る
		ことについて
同意第8号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第9号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第10号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第11号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第12号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第13号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第14号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
同意第15号		蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求め
		る
		ことについて
日程第8	議案第1号	蘭越町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第2号	蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を
		改
		正する条例
日程第10	議案第3号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託につい

		て
日程第11	議案第4号	蘭越町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第12	議案第5号	平成29年度蘭越町一般会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第6号	平成29年度蘭越町地域振興事業特別会計補正
		予算
		(第1号)
日程第14	議案第7号	平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正
		予算
		(第1号)
日程第15	議案第8号	平成29年度蘭越町介護サービス事業特別会計
		補正
		予算(第1号)
日程第16	議案第9号	平成29年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正
		予算
		(第1号)
日程第17	議案第10号	平成29年度蘭越町農業集落排水事業特別会計
		補正
		予算(第1号)
日程第18	議案第11号	平成29年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会
		計補
		正予算(第1号)
日程第19	議案第12号	平成29年度蘭越町特産品開発事業特別会計補
		正補
		正予算(第1号)
		追加日程
日程第20	議案第13号	平成29年度蘭越町一般会計補正予算(第3号)
		追加日程
日程第21	議案第14号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更
		に
		ついて(大谷団地公営住宅建設建築主体工事及び

大谷団地公営住宅解体工事)

- 日程第22 意見書案第1号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第23 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 追加日程
- 日程第24 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・
強化を求める意見書
- 日程第25 報告第1号 平成28年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について
- 日程第26 報告第2号 蘭越町土地開発公社の平成28年度事業報告並びに決算報告について
- 報告第3号 蘭越町土地開発公社の平成29年度事業計画並びに予算について
- 日程第27 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 日程第28 承認第1号 閉会中の継続調査申出書《所管事務調査》(各常任委員会)
- 日程第29 承認第2号 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会)

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

これより、平成29年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

平成29年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布していますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条により、7番福村議員、8番中島議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

平成29年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から21日までの3日間といたします。

なお、20日は休会といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会とすることにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から21日までの3日間とし、20日は休会といたしたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は3日間とし、20日は休会とし、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会定例会を招集いたしましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第3回蘭越町議会臨時会が開催されました5月29日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

6月2日、金曜日、14時から、この日は昆布温泉病院の任田事務長が来庁されまして、原油価格の高騰等により厳しい病院運営が続いていることから、病棟の暖房用重油、患者用送迎用バス用軽油など燃料費の助成要望を受けております。

6月3日、11時30分から、この日は雪秩父の入館者数が平成27年9月にリニューアルオープンして以来、10万人に達成したことを記念いたしまして、セレモニーを開催いたしております。

節目の入館者となりましたのは、雪秩父へ来たのは初めてという札幌市在住の姉帯美和子さんで、私から記念品としてらんこし米と無料入浴券を手渡しております。

6月6日、火曜日、14時から、この日は蘭越厚生事業団本間理事長ほか来庁されまして、原油価格の高騰、電気料金の値上げ等により厳しい施設運営が続いていることから一灯園、グループホームらんこしに係る暖房費の助成要望を受けたところでございます。

2ページの6月7日、水曜日、16時から、この日は第3回臨時会行政報告で申し上げましたが、強風被害に係る支援要請のため、JAようてい蘭越支所の各生産組合の皆さんとともに、JAようてい本所へ出向きまし

た。

要請につきましては、水稻生産組合ほか各組合員の連名による要望書を提出し、私からもハウスの復旧に係る資材供給に対する迅速な対応にお礼を申し上げますとともに、今回の被害は農業者にとって非常に大きな負担となり、町としても農業者に対して独自の支援策を検討しており、また、議会にもお願いしている状況にありますので、組合員の組織であるJAようていとしても何らかの支援をしていただきたい旨、強く要請をいたしました。

JAようていの八田組合長からは、被害を受けた組合員に対しては、組合員規定に基づく、建物等の被害に対しては見舞金を支給しましたが、ハウス等の被害については、規定の定めがなく、また、過去に例が無いことから基準を定めることが難しい。さらに、広域合併の農協であるが故に蘭越町だけのハウス被害に係る支援はできないとの回答でありました。

私からは今回の強風は突発的なものであり、被害を受けた農業者に対して町としてなんとか支援をしていきたいという強い思いから、JAの基準に定めが無いことは理解しつつ、その上で何らかの支援を考えていただきたいと加えて要請をしたところです。

例えば、破損したビニールの廃プラ処理、廃材の負担軽減等について検討していただきたいと申し上げたところ、再度、協議させていただきたいとの回答がありましたので、今後、JAとしてどのような支援策が検討されるのか、注視してまいりたいと考えております。

6月14日、水曜日、10時から、この日はニセコバス株式会社の高林社長ほかが来庁されまして、路線バス運行に関する協議の申入れを受けております。

ニセコバスによりますと、運転手の高齢化やなり手がいないなどにより、乗務員の確保が困難な状況にあり、路線バスを維持できない可能性も現実味を帯びており、会社の経営に影響が出る事態も想定されることから、今後、各自治体と路線バスのあり方について、協議してまいりたいとのことでもございました。

本町では、福井線、雷電線等の各路線が運行されておりますので、将来的に厳しいとのことであれば、住民の足に影響が出ないよう、こちらでも

検討する時間が必要になるので、早い段階で相談してほしい旨、申し上げたところでございます。

6月14日、水曜日、16時から、また同日の鉄道建設運輸施設整備支援機構の北海道新幹線建設局鳥山次長ほかが来庁されまして、内浦トンネルの着工予定について御報告を受けたところでございます。

内浦トンネルについては、3工区に分かれ、立川側から黒松内方面に掘削する5.25キロメートルについて、11月くらいを目途に発注することによって、工期はおよそ7年から8年になるとのことでした。

この間の残土については、現在、昆布トンネルの残土を入れている川上牧場に置かせていただき、そこが一杯になりましたら豊浦町に置くこととして交渉をしていくということでした。

これに対して、私からは川上地区には現在の土捨て場のほかに土を置ける土地があること、現在の昆布トンネルを受注した鉄建が地域に溶け込み経済効果も大きいことから、内浦トンネルの受注者についても、事務所を置いていただければ工事に係る協力をすることを申し上げたところでございます。

6月17日、土曜日、9時から、この日は本町とNPO法人しりべつリバーネットの共催による尻別川クリーン作戦を実施しまして、関係機関・団体などから約330名の参加協力をいただき、港地区までの4箇所の清掃とカヌーやゴムボートによる川底等の清掃作業を行っております。

次に、6月11日に発生しました蘭越上から蘭越東地区一帯にかけての断水事故について御報告を申し上げます。

この度の町水道の断水につきましては、6月10日、土曜日、午前7時頃、当該地区一帯の供給元であります蘭越工区配水池の水位計が、雷の発生により、誤作動を起こし、平常時には作動するはずの水位低下に伴うポンプアップが正常に行われず、また、異常警報システムも作動しなかったことから担当職員への緊急連絡も入りませんでした。

これにより、徐々に水位が低下して、翌11日、午後2時20分頃、蘭越上の住民から蛇口の水圧等に関する問い合わせがあり、蘭越工区配水池を確認したところ、配水池が空になっている状況でありました。

この状態を担当課長、係長が確認後、すぐさま手動によりポンプを作

動させて配水池に水道水を供給する作業を行うとともに、急場の措置として災害用として配備してあったポリタンク、ポリ袋の準備を行い、午後5時から蘭越上地域振興センター、曙地区集会所及び役場において、飲用水等の配布を実施いたしました。

その後、配水池の水量が一定程度確保された翌12日、月曜日、午前3時頃から建設課職員が総出で断水解除に向けての作業を開始し、午前4時頃に緑ヶ丘地区、午前5時頃には曙地区と順次通水され、午前8時30分の蘭越上地区を最後に全戸への給水が完了いたしました。

今回の断水地区は、蘭越上地区、緑ヶ丘地区、高校通り地区、曙地区、蘭越東地区で、該当世帯数は429世帯でありました。

後日、改めて電気計装システム施行業者を呼んで調査させたところ、断水の原因となる水位計の誤作動は、6月9日、金曜日、早朝から6月10日、土曜日までに4回の雷注意警報が発表される中、配水池付近に落雷したことが原因であるとの報告を受けております。

今後は、平日、休日にかかわらず、気象情報等の考察を深め、各水道施設のシステム等異常を見逃すことなく、町民の皆さんに安全で安心な水道水の供給に努めるよう自戒するとともに、担当課長にもその旨を指示したところでございます。

また、今回の断水事故で多くの町民の皆さんに御不便、御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、皆さんから御協力をいただきましたことに対しまして、衷心より感謝申し上げ、蘭越上地区から蘭越東地区一帯にかけて発生した断水事故についての報告を終わらせていただきます。

次に、6月15日現在の農作業の進捗状況と、主な農作物の生育・出荷状況について、御報告を申し上げます。

これまでの気象概況でございますが、本年は例年になく降雪が少なく融雪が順調に進みましたが、4月18日の低気圧による強風により、育苗水稻ハウスをはじめ、園芸用ハウスの全壊・一部破損するなど、定植作業に大きな影響を及ぼすのではと危惧しておりましたが、生産者の懸命な努力により迅速な修復が行われ、平年並みの春作業となりました。

主な農作物の生育ですが、4月下旬から5月上旬、さらに中旬から高気

庄の影響により、気温や日照時間は平年を大きく上回りましたが、6月に入り、曇天や降雨の影響により、気温や日照時間は平年を下回りました。

また、降水量は4月中旬から5月下旬にかけて平年を下回り干ばつが心配されましたが、6月に入りまとまった雨が降ったことから、農作物の生育は概ね順調に推移しているとのことでございます。

水稻は、5月中旬から下旬にかけて好天に恵まれ、移植作業は順調に進み、5月末には概ね終了しております。

生育は平年並みで、植え傷みも少なく活着は良好に推移しているとのことですが、6月上旬からの低温と日照不足の影響を受け、分けつの発生が劣り生育の停滞が見られるとのことでございます。

馬鈴薯につきましても、5月中旬からの好天により生育も概ね順調で、平年より莖長はやや短いとのことですが、莖数はやや多いとのことです。

秋まき小麦は、出穂揃いは平年より1日早く進んでおり、草丈・莖数は平年並みとのことであります。

大豆・小豆につきましては、出芽期は平年より2日程度早まりましたが、草丈は平年より短く、葉数も平年並みとのことであります。

メロンは、春先の天候に恵まれ、定植作業も順調に推移しましたが、その後、低温の影響から早い作型では着果のバラつきや玉伸びが良くない圃場も見受けられますが、生育は概ね順調で、出荷開始は、生育が昨年より1週間前後遅れていることから、7月上旬頃になる見込みとのことでございます。

トマトにつきましても、天候に恵まれ定植も順調に行われましたが、その後の生育は、曇天や低温期の影響により、平年より若干遅れているところですが、ハウス内の温度も確保され生育も順調で、出荷開始は、早い生産者で6月下旬から7月上旬頃の予定と伺っております。

アスパラにつきましては、好天に恵まれ、融雪が順調に進みましたが、4月中旬から気温が上がらず、共選は前年並みの5月8日から出荷となりました。

その後は、干ばつや低温の影響により、近年にない少ない受入となっているとのことで、販売環境も、出荷当初は出回り量が少なく高値でしたが、気温の上昇とともに5月中旬は出回り量が増加傾向となり、やや安値で推

移しておりました。また、5月下旬以降は全道的に出回り量が減少し、市況は回復し平年よりも高値で推移しているとのことです。

なお、6月14日現在の受入量は35.9トンで、前年同期対比では75%の受入とのことをございます。

イチゴの出荷受入につきましては、低温の影響から前年より1日遅い5月23日から受入開始となりましたが、生産者戸数の減少から、6月14日現在の受入量は1.3トンで、前年同期対比では56%の受入となっております。

価格については、平年のこの時期と比較してやや高値の販売環境となっているとのことをございます。

以上で、農作物の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めるものでございまして、先般、札幌法務局長から、蘭越町に置かれている人権擁護委員について、委員の退任により、後任者の推薦依頼がございましたので、人権擁護委員候補者の推薦について、町議会の意見を求めるものでございまして。

同意第1号から第15号につきましては、蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、7月19日に任期満了となります農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、これまでの選挙制及び選任制から、町長による任命制に変更されました。

これにより、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、新たに就任する委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございまして。

議案第1号につきましては、蘭越町個人情報保護条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続き及び特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律の改正等の施行に伴い、所要

の改正が必要なため、蘭越町個人情報保護条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、児童福祉法の改正により、里親に関する定義規定が再編されることの伴う人事院規則の改正されたことにより、所要の改正が必要のため、蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正させていただくものです。

議案第3号につきましては、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託について、議決をお願いするものでございます。

戸籍に係る電子情報処理組織の更新に当たり、共同利用するための事務を、本町がむかわ町及び佐呂間町から受託する規約について協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

議案第4号につきましては、蘭越町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議決をお願いするものでございます。

過疎対策事業債の対象となる事業につきましては、この市町村計画に計上されていなければならないことから、今回、道営農地整備事業ほか対象となる事業を蘭越町過疎地域自立促進市町村計画に追加することにつきまして、議決をお願いするものでございます。

議案第5号につきましては、平成29年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ3,618万3,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費につきましては、一般職員野人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

議会費では、人件費など合わせて36万1,000円の追加。総務費では、総合行政ネットワーク回線接続料103万6,000円の追加、せせらぎまつり開催事業補助金100万円の追加、蘭越町商工会グルメ開発プロジェクト事業補助金200万円など、人件費の減額と合わせまして、3,052万9,000円の減。民生費では、福祉灯油等給付扶助700万円、

一灯園及びグループホームらんこし燃料費等助成事業補助金196万円、介護保険サービス事業特別会計繰出金178万3,000円の減額など、合わせまして331万1,000円の減。衛生費では、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金120万円、浄化槽設置事業補助金233万6,000円の追加など、合わせまして223万3,000円の追加。農林水産業費では、産業振興基金積立金100万の減、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金58万5,000円など、合わせまして928万5,000円の追加。商工費では、臨時職員賃金190万1,000円など、人件費の追加と合わせて3,759万7,000円の追加。土木費では、町道草刈委託料232万2,000円の追加など、合わせまして488万4,000円の追加。教育費では、中学校ワイヤレスシステム交換修理75万5,000円の追加など、人件費等追加と合わせまして、982万9,000円の追加。災害復旧費では、ホロシツナイ川災害復旧測量設計委託料88万6,000円、特殊作業車借上料124万7,000円など、合わせまして582万4,000円の追加となり、歳出総額3,618万3,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、蘭越・昆布保育所保護者負担金441万9,000円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金91万1,000円。ふるさとを想う寄附金111万円、前年度繰越金3,638万2,000円の追加など、合わせまして歳入総額3,618万3,000円を充当するものでございます。

議案第6号につきましては、平成29年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ56万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、直売所の床補修及び照明器具修理22万8,000円の追加。コーヒーマシン及び冷凍ショーケース借上料17万1,000円など、合わせまして56万2,000円を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金など、合わせまして56万2,000円を充当するものでございます。

議案第7号につきましては、平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ38万円の追加をお願い

いするものでございます。

歳出につきましては、給料、職員手当等、共済費など38万円を追加するものでございまして、歳入につきましては、一般会計繰入金38万円を追加するものでございます。

議案第8号につきましては、平成29年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ130万8,000円の減額をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、給料、職員手当等、共済費など合わせまして130万8,000円を減額し、歳入につきましては、一般会計繰入金など、合わせまして、130万8,000円を減額するものでございます。

議案第9号につきましては、平成29年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ388万2,000円の減額をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、給料、職員手当等、共済費など合わせまして388万2,000円を減額し、歳入につきましては、一般会計繰入金など、合わせまして388万2,000円を減額するものでございます。

議案第10号につきましては、平成29年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ11万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、給料、職員手当等、共済費11万9,000円を追加するものでございまして、歳入につきましては、前年度繰越金11万9,000円を追加するものでございます。

議案第11号につきましては、平成29年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ636万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、給料、職員手当等、共済費など合わせまして636万7,000円を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金など合わせまして636万7,000円を追加するものでございます。

議案第12号につきましては、平成29年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ103万9,000

0円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、社会保険料103万9,000円を追加するものでございまして、歳入につきましては、前年度繰越金、社会保険料納付金、合わせまして103万9,000円を追加するものでございます。

次に、本日、追加議案として提出させていただきます議案第13号につきましては、平成29年度蘭越町一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ926万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、土木費の大谷団地公営住宅建設工事926万7,000円を追加し、歳入につきましては、社会資本整備総合交付金463万3,000円の追加、大谷団地公営住宅建設事業債460万円の追加など、合わせまして926万7,000円を充当するものでございます。

同じく追加議案でございます。議案第14号につきましては、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、議決をお願いするものでございます。

5月29日に開催しました第3回蘭越町議会臨時会におきまして、大谷団地公営住宅建設建築主体工事及び解体工事に係る工事請負契約の締結について、議決をいただいたところですが、6月10日に解体工事が完了後、建設のための杭打ち工程に着手したところ、地盤が軟弱であり杭打ち機械、約80トン車が入ることができないことが判明いたしました。

この状態で排水処理や自然乾燥を待っているのは大幅な工事の遅れになることから、地盤改良等を施工するための、追加工事を実施するものでございます。

この追加工事に係る工事金額の増額と工期の延長をさせていただくため、先に議決をいただきました契約金額と工期の変更について、議決をお願いするものでございます。

次に、報告第1号につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用について、蘭越町情報公開条例第31条及び蘭越町個人情報保護条例第46条の規定に基づきまして、平成28年度の運用状況を報告申し上げます。

報告第2号につきましては、蘭越町土地開発公社の平成28年度事業報

告並びに決算報告についての説明資料を、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、議会に提出するものでございます。

報告第3号につきましては、蘭越町土地開発公社の平成29年度事業計画並びに予算についての説明資料を、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、議会に提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番難波議員、質問席へ着席願います。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 2点について御質問をさせていただきます。

1点目です。

地方交付税の配分抑制の議論について。

政府の経済財政諮問会議は、地方自治体の財政調整基金などの残高が年々増加していることを問題視しており、必要以上の交付税の交付を受けているのではないかとの議論がなされ、財務省では6月までに全国の自治体を対象に基金の実態を調査分析した上で、平成30年度の地方交付税の削減を検討する考えであるとの報道がありました。

報道された財務省の調査等は現在どのように進められているのか、また、こうした交付税をめぐる国の動向について、町長はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の地方交付税の配分抑制の議論についての御質問にお答えをいたします。

まず、報道された財務省の調査等は現在どのように進められているかとの御質問について、申し上げます。

財務省は、国の財政が厳しさを増す中、基金残高の多い自治体の地方交付税を削減することを検討する考えであるとの報道が、5月20日の北海道新聞社でされ、その内容につきましては、議員御承知のとおりでございます。

その後、経済財政諮問会議で経済財政運営と改革の基本方針素案をまとめ、6月9日に閣議決定されておりますが、基本方針中、地方行政をめぐるっては、2020年代を見据えた構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討するとの基本的な考え方を提示し、その重点項目として、総務省が各地方公共団体における基金状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析すると記載されております。

総務省では、既に調査を進めておりまして、平成27年度末の基金現在高が基準財政需要額の2倍以上の団体を対象に、調査票の提出を求めている状況でございます。

なお、本町におきましては、基金残高が基準財政需要額の1.44倍であるため、調査の対象にはなっておらず、調査票も届いてはいない状況でございます。

北海道から入手した調査の内容でございますが、参考までに申し上げますと、質問事項として3点ございまして、1点目は、財政調整基金を何に備えて積み立ててありますか、2点目が、特定目的基金のうち、主要な基金、額の大きなものの名称及びその用途は何ですか、3点目が基金全体について、積立の財源をどのように確保しますかという質問となっております。

今回の調査でこのことが終わるのか、また、対象市町村を拡大して調査をするのかということについては、今のところ不明ではありますが、以上が、現時点で把握している内容でございます。

次に、交付税をめぐる国の動向についての考えについて、お答えを申し上げます。

本町では収入の約半分を地方交付税が占めており、この交付税が削減されることとなりますと、計画していた事業の縮小、取り止め等が余儀なくされるわけで、非常に影響が大きいところでございます。

今回の財務省の検討には、北海道町村会や北海道市長会、また、総務省も強く反発しておりまして、自治体が血のにじむ努力をして積み上げてきた基金の数字だけを見て交付税を削減することには強い不快感を禁じ得ません。

また、地方交付税は、地方公共団体の固有の財産であり、現下の厳しい財政状況のもと、地方行政の円滑な運営を確保するためには、地方交付税の確保は不可欠なものであり、引き下げは到底、納得し難いものと考えております。

本町の今年度当初予算は、財政調整基金の取崩等をした中で、予算を編成するなど非常に厳しい財政運営となっており、今後も施設の老朽化等による継続的な修繕経費や、災害などの不足の備えも必要であり、基金残高に余裕があるとは言える状況ではないと考えております。

仮にでございますが、基金残高により、交付税が削減されるということとなった場合の対応といたしましては、交付税参入のない地方債への繰上げや償還、さらには、財政調整基金からの特定目的基金等への振り替えが考えられるところでございますが、極めてこのことについては慎重に検討する必要があると考えてございます。

いずれにいたしましても、基金残高が地方交付税の削減に直結しないよう、国及び他町村の動向を注視し、必要に応じて北海道町村会による要望活動や、併せて議員の皆さんの御指導、御理解をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 交付税の削減に対する国のそういう意向といたしますか、交付税に関することと、それから自治体の基金のあり方という、その

2つに分けてですね、ちょっと質問をもう少ししたいと思うんですけども、まず、交付税の関係についてですけども、これについては、私も町長と同じ思いでございます。私どもは地方交付税というのがどういうものかということは、ずっと役場に入ってから勉強してきましたけれども、いわゆる国からの補助金というものでは全くないと、国の財源ではないんだということは、まず、しっかり受け止めておく必要があるというふうに思います。全国どの地域においても、一定の行政水準をどの自治体であっても保つべきだという、そのために、国が一旦、国税として徴収した税を再配分するものだということで、地方にとっては、これは国が地方に代わって徴収する地方税であると、そういう理解をしております。そういう意味では、言ってみると、国が赤字国債を発行しながらも、厳しい財政運営をしているということは理解できるんですけども、だからこそ国が大変だから、この交付税を削減しようということとは結びつけるべきではないなというのが私の考えであります。ぜひ、そういう意味では、今、町長もありましたけれども、こうしたこの動きがさらに強まるようであれば、交付税というのが、以前から、今、申しあげましたように、地方の財源であるということから言って、交付税の算定に関しては地方自治体の意見を申出る制度というものもずっとありますので、そういう意味では、国のそういう交付税削減に対する意図については、はっきりと地方の声を上げていくと、そういう活動を、是非、やっていくべきではないかなというふうに思っておりますので、今も町長の答弁にありましたけれども、今後、さらにそういう動きが厳しくなるようであれば、町村会をはじめですね、様々な機会を通じて、是非、地方の意見を力強く主張していくべきだというふうに思いますので、このことについて改めて町長のお考えをいただければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、地方交付税というのは町村に与えられた、特に所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の全額、その部分から交付税が出されているということでございます。これについては、ずっとこれま

です、いろいろな部分で議論されてきている部分がありますが、この考え方というのは国も持っておりますし、小泉政権の時に三位一体がありましたが、その時からですね、これは固有の財産、税源なんだということで、ずっと総務省も訴えてきております。さらに、今回ですね、北海道町村会の定期総会の中でもですね、地方交付税の基準財政需要額算定において、トップランナー方式が導入されるという、国からのいろいろなそういう圧力に対してですね、そういうような段階補正とか、そういうものが下げられているとか、そういうようなことがならないということで、あくまでも人口や地理的条件などに大きな差がある中で、一定の行政コスト比較は決して行ってはならないということですね、北海道町村会でも謳っております、何かあったら、北海道町村会の中でも行動を起こす、そして、総務省自体は、これについては、地方の考え方を、今、進めているんですが、やはり財務省が国の全体的な借金という部分もあって、なかなかその今、財務省と総務省のそれぞれの駆け引きというか、そういう部分が出ているということも聞いております。いずれにしても、交付税という、その制度の内容からいって、私どもは、それは地方の固有の財源であるということでございますので、何かあった時には先ほど言った、北海道町村会なりですね、各町村からそういう部分も、議会も含めて、そういう行動を起こすような、そういうような動きも必要になってくるのではないかなというふうに考えております。それと、議員がおっしゃったですね、そういうような意見を聞くということも非常に大切なことでございますので、そのへんのところは、そういう段階にあった段階でですね、私も北海道町村会なり、そういう部分の中でのそういう要望なり、そういうのがもしあれば、そういう機会があればですね、お話をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 交付税の関係につきましては、相手は国ですので、ここで議論してもですね、しょうがないと言えばしょうがないんですけども、今、町長から答弁ありましたように、言ってみると、地方6団体、それぞれの都道府県、市長会、町村長会、あるいはそのそれぞれの議会と

いう、そういうやっぱりスクラムを組んで声をあげていくべきだというふうに思いますので、今後の動向によってはですね、やっぱり議会としても、それに対する意見書の提出等をですね、考えていくべきだなというふうに思っておりますので、この点については、力を合わせてやっていかなければならないというふうに考えております。

次に、基金のあり方についての質問をさせていただきたいと思っております。

町長、先ほどもおっしゃっておられましたけれども、かつての三位一体改革の大幅な交付税削減以来ですね、当時から、いずれ交付税の再削減は必ず来ると、こういうことが合言葉みたいなものでした。だからこそ、地方では、いずれくるその時のために必死に基金を積み増してきたのだというふうに考えております。そこで、基金の積立ということについてなんですけれども、国はいわゆるその財政調整基金など、自由に使えるものだけを問題視するのかということですね、ちょっと気にかかるところでございます。先ほどの答弁で、だいたいそういう方向は見えているんですけれども、例えば、その特定目的の基金はどうなんだろうということで、いわゆる、例えば、庁舎建設基金とかですね、一定のその何かをやる事業のための目的基金というものが、それはそれとしてオッケーだよというようなことであるのか、あるいは、行政各分野のそのいろんな事業を進めていく上での振興基金というものです、そういうものについてはあまり問題視をされないということであれば、先ほどの答弁にもあったように、財政調整基金からそれらを積み替えをすると、そういうことがどうなのかなというふうに、ちょっと素人的ですけれども、考えたりしております。また、現在、計画中の町としての将来の事業を円滑に進めるためなどの基金を創設するとかですね、あるいは教育文化や子育てや福祉などのソフト面の施策を推進していくための振興基金を新たに設けると、そういうようなことで何でもかんでも繰越金で余ったから財調に積むということではなくてですね、一定の総合計画に基づいたまちづくりの、それを進めていくための目的基金というものにシフトしていくという、そういうことが大事なのではないかなというふうに考えております。そういう意味で、国の締め付けはですね、そう簡単に、こっちからこっちに移したからオッケーですよということになるのかどうか、それは私も分からないんですけれども、そう

した基金のあり方についてですね、今後に向けて、町の対策等がおりか
どうかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃっているとおり、私も先ほど答弁をさせていただきました
が、今、現在は経済財政諮問会議の中での素案の中で、どういうふうにする
んだということはまだ決まっていない状況でございます。ただし、先ほど
答弁をいたしました、平成27年度末の基金残高が基準財政需要額の2
倍以上の団体、これを調査をしているということは情報を得ております。
本町の場合は、先ほど申し上げましたが、27年度末でその数値がですね、
1.44倍であるということなので、その調査票というのは来ていない状
況なんです。ですから、必ず、ただ、この基金残高というのは普通会計で
すから、目的基金も含めた部分が全部入っている基金の合計、それを基準
財政需要額で割った数字、それが2倍以上の団体を調査しているというよ
うなことでございます。それよりは実は、情報が無いということなんです。
それで、先ほど難波議員がおっしゃったですね、本町においても、これか
ら施設の老朽化に伴ってですね、いろいろ維持修繕が必要であるというふ
うに考えております。今年度においても議会の御理解を得て、育苗施設の
機械の更新、これについても産業振興基金を一部取り崩させていただいて、
新たな機械の更新をするということの議決をしていただきましたし、今後、
この庁舎とかですね、いろいろ今回、体育館なんかでも大規模改修をします。
さまざまな公共施設が維持管理の部分の中で、改修を伴ってくると、そう
いう部分からいくと、今の公共施設整備基金というのはある程度ストック
をしてですね、そういう時のために使うということも必要であるというふ
うに考えておりますし、今後、産業振興基金についてもですね、そういう
災害が起きたりとか、それとか、その施設に伴う、そういう維持管理も含
めて必要になってくる場合もありますので、私は、先ほど委員が言った部
分の中での目的基金に対して、ある程度積んでいくということは必要では
ないかなというふうに考えております。それとともに、財政調整基金でご
ざいですが、これについては、町村が血のにじむような努力をして、財政

基盤がある程度強くないとですね、町村の価値というか、そういう力というか、そういうものというのも、以前はそういうふうに言われた時期がありました。そして、合併議論の時から、自立をするという部分の中で、町村独自でいろいろ努力をしてですね、そして、財政基盤を強くしたという経過もございます。ただし、今後はですね、このその基金自体がかなり財政調整基金がターゲットになるんだらうというのは、私も実はそういうふうに考えております。国はまだそういうふうには言っていませんが、きっと財政調整基金が多くなる、多いという所は、これからいろんな交付税とかですね、いろんな部分の中で影響が出る可能性があるのではないかなというふうには考えております。そういう部分からいくと、ある程度、財政基盤というのは必要ですが、ある一定の額が達すればですね、それよりはそういう公共施設の整備基金とか、先ほど言った、新たな目的基金を創設した部分の中で、その時に応じて取り崩しながら使用していくというような考え方を、私も担当の、副町長含めてですね、内部で今、協議をしております。今の財政調整基金が、ある程度の基金、これくらいで町村としては当面の部分で、財政は大丈夫だろうという部分の中から、その一部的なものをですね、目的基金のほうに移し変えるとかですね、さらには交付税措置がないですね、そういう起債の償還に充てるとか、そういうことも必要ではないかなというふうに考えておりました。このへんについては、内部で今、十分詰めておりました。ある程度、町のほうの考え方がまとまりましたら、是非、議会のほうにも御相談をしながらですね、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 次、では、2項目の。

○5番（難波修二） 2点目にいきます。

迷いながら、この質問をさせていただくことにいたしました。

相次ぐ公務員の不正事件について。

最近、道内では、公務員による金銭の見返りを伴う行政情報漏えいや公文書偽造などの悪質な不正事件が相次いでおり、管内の町村でも役場職員等による現金の横領事件が複数発生しております。

本町では、以前から職員の綱紀粛正については、厳しく取り組んでおりますが、これだけ職員の金銭に関わる不正事件が多発している状況では、改めての対応が必要ではないかと思っておりますが、町長のお考えを伺います。

○議長（富樫順悦） はい。金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の相次ぐ公務員の不正事件についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、最近、地方公共団体における、公金等の不適切な取り扱い等による不祥事について、多くの報道がなされ、住民の行政に対する信頼を大きく揺るがす状況にあります。

本町においては、これまでも職員の綱紀粛正について、機会あるごとに周知等を行い徹底しているところでございますが、改めて、未然防止と信頼保持のため、更なる対応が必要であるというふうに考えております。

現在、実施しております不正防止等の対策としましては、情報漏えいも含め、公金の取扱い及び予算執行等については、関係法令にのっとり適正に行うよう、管理職会議等で注意喚起することはもとより、会計管理者が年2回程度、各課で管理しております各団体の通帳等の検査を行い、切手も含め、不適切な公金処理などがいないか確認しているところでございます。

また、連休や年末年始等には、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚を持ち、法令順守を徹底し、不祥事や事故等を起こすことのないよう、綱紀粛正につきまして文書による周知を図っているところでございます。

先般、管内の地方公共団体で公印の管理による不祥事の報道がされ、蘭越町公印に関する規程に基づき、公印使用簿に必要事項を記入し、決裁文書を呈示して、公印保管者の承認を得てから使用するよう取り扱いについては再度徹底をすること、また、各課で管理している団体等の代表印等についても、適正な管理・使用を行うよう、改めて、職員に周知をしたところでございます。

さらに、各課で管理しておりました各団体の通帳につきましては、すべて出納室で会計管理者が一括管理し、管理簿等により、使用した日時、氏名を記入し、使用者を明らかにする取り組みも始めたところでございます。

また、情報の漏えい等につきましては、昨年度から、住民基本台帳、税情報及びマイナンバー等の個人情報の取り扱いを行う業務は、限られた職員しか利用できず、利用する場合も、カードとパスワードの2つの認証を必要とし、さらには、閲覧状況も記録できるよう、システムの強靱化を図り、情報漏えいの防止に努めております。

不正の原因として考えられることは、長期間にわたって一人の職員が事務を任されていたことや、金銭の出し入れが複数の担当者のチェックを経ていない状況にあること、加えて、現金を扱う機会が多いことなど、まだ多くあるかと思いますが、これらの原因を解決するために、人事異動の配慮、さらには現金の管理を複数で厳格に行う機能の構築など、現状の対応と合わせて実施してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のために、行動の模範となる原理の検討、さらには方針等の作成を行い、チェック機能も有する倫理委員会のような組織の設置も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後も、職員一人一人に対し、服務義務、公務員倫理に係る徹底周知を図り、全体の奉仕者としての責任感の意識づけを促すよう、なお一層注意を喚起するとともに、日頃から、実効性のある内部けん制機能を徹底し、不正の未然防止に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員

○5番（難波修二） 本当に頻発してですね、新聞報道がありまして、大変、いらいらしながら見ていたわけですがけれども、非常に悪質なですね、本当に犯罪行為だというような、そういうことではなかったかなというふうに思っております。納税情報を知り合いに知らせて、その知り合いがそれをもとに休眠状態の法人を乗っ取ってですね、木を売払ってそれを山分けしたという、そういうとんでもない事件が一つありました。もう一つは、エゾシカの捕獲用のわなを造る、入札をしたように見せかけて、契約書を偽造して、受注した業者から見返りを何百万かもらったという、本当に、部外者と結託をして行った犯罪ということで、厳しく断罪されるような事

件だったなというふうに思います。もう一つは、それとは別にですね、管内でも小規模と言ったら語弊がありますが、いわゆる現金取り扱いをする職員等がついついと言いますかね、現金を横領してしまうという、あるいはもうちょっと小規模なことと言えば、一時的にそれを流用するとかですね、また給料が出たら戻すみたいに、そういう勝手気ままにそういうことをやるというようなことが、我が町もそういう状況がないかどうかということですね、起きる起きないじゃなくて、そういう状況がないかどうかということをやったり、管理者としては点検をしておく必要があるだろうなというふうに思います。そこで、先ほどの重大な犯罪はともかくも、現状ではやっぱり多くの部署で現金取り扱いとか、あるいは関係団体の会計を処理するという、そういう業務がありますので、やっぱりそのついついというようなことが起こらないような仕組みを作っていくということが大事だなというふうに思っております。一旦失った信用の回復というのは、やっぱり大変容易なことではないなというふうに思います。是非、不正行為のない職場づくりを一丸で進めていこうという、そういう職場であってほしい、町民から信頼される役場であり続けてほしいと、心から念願をしているところでございまして、そういう意味では、今の答弁で新たな取組も、非常にやっておられる、団体の印鑑をきちんと管理するとかですね、それから通帳を一括管理する、非常に素晴らしいなというふうに思います。そのことによって下ろせないわけですから、そういう取組なんかはいいなというふうに思います。そんなことで、現状、我が町の自治体に合わせたそういう取組を是非、進めてほしいというふうに思いますけれども、改めて、町長、あるいは会計管理者もですね、もしできればですね、そういうことを実際にやる立場におられますので、以前から、会計管理者制度ができる前から収入役の時代からですね、そういうことをしっかりやっていたということは私も理解しておりますけれども、改めて会計管理者からも、こういうことをやっていきたいというようなことがあればですね、お答えいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えいたします。たしかに、議

員おっしゃったとおりですね、通帳を一時的に利用するという事は、本当に、それだけその個人がいつでもどこでもそういうことができるという状況にあるということだと思っております。そして、何かの時に使ってそしてまたそこに戻しておくということが、やはり、そういうできるというような状況があることが、これは問題だなということも含めて、これまで会計管理者の協力を得てですね、年2回、実はその通帳も含め、内部の検査をしていただきました。この後、会計管理者から今後の部分も含めて詳細については、答弁をさせますが、私としてもですね、これだけ新聞報道を賑わせている部分の中で、公務員としてのですね、信頼が損なわれるということなんです。私どもも職員を信じて、いろいろな部分で一緒に頑張っていこうとかたちの中で、特に課長職の皆さん方には毎月、さらには随時、何かあったら打合せをしながら、職員の適正な指示をお願いしますということを努めているとともにですね、やっぱり一緒になって頑張っていこうという、そういうような役場のあり方ということ、これからも目指していきたいというふうには考えておりますので、なんとか職員一丸となって、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、いろいろな部分で、今後とも御指導等よろしくお願ひしたいと思っております。詳細については、会計管理者のほうから答弁をいたします。

○議長（富樫順悦） 淀谷会計管理者。

○会計管理者（淀谷融） 今の件でございますけれども、出納室におきましては、各団体の持っている担当課の通帳等の書類関係について、検査をしてきている状況でございます。その中で、担当者が一人で管理をしていたという部分で、その当時は、その通帳も印鑑も一人で管理をしているということがありましたので、今回、そのようなことがないようにということで、出納室で一括通帳を預かると、その時には預かった部分、出入りの部分についても名前を記入していただくという点。それと、印鑑は各担当課長さんなりの誰かが管理をするというような状況をしていけばある程度の不正は防げられると、事故等も起きないというふうに考えております。出入りがはっきりと分かる、そして、上司の判断がなければ印鑑を使えないということで、完全に分かるというようなシステムにしていきたいとい

うふうに思っております。それで、やはり長期間、現金を扱っているという部分があると不正な事故、先ほど言われましたように、一時的な流用とか、そういうのがありますので、今度はそれを通帳を預かることによって、急ぎょ入れて、出入りがはっきりするというので、そのへんも免れてくるのではないかなというふうに思います。そのことによって、現金扱いでなくて口座払いとか、そういうことも検討していけばよろしいのかなというふうに思っております。それと、各団体の部分につきましては、会計管理者というか、その規律、どのような仕事をやるというような規律はありません。基本的には、これは、別団体でのお仕事になるわけですがけれども、やはり、それに合う各団体の取扱い要綱、そういう基準、自立する基準等も検討していくことも今後の課題ではないのかなというふうに思っているところでございます。極力、そのように厳しく見ていくということで、考えております。また、監査委員のほうでもここの補助金を出している団体等についても、町長からの指示があれば監査もできるようになっておりますので、そういうところも、今後、監査をしていくというようなことを検討していけばよろしいのかなというふうに思っているところです。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 実は、我が町はどうなっているんだろうというふうに、やっぱり思うと思うんですよね。どういう状況なのか、職員が自由にそういうお金を使える、取り扱えるという状態を、やっぱり無くしていくという、やっぱり私たち自身も胸を張って、うちの町はこういうことをしているぞということですね、しっかりとつくり上げていくことが大事だなというふうに思っております。実は、先日、テレビでですね、見てびっくりしたんですけれども、滋賀県の小さな町役場で、税務職員が3,000万円を超える税金を横領したと、それが逮捕前にですね、テレビのインタビューを受けているところをテレビで見ました。もう半笑いの状態ですね、管理が甘いんだとかですね、こうなったのは起こるべくして起こったとかですね、平然と言っているんです。それを見て、本当に腹が立ちまして、そういう町であってはならないなというふうに強く思いました。是非、今、お答えをいただいたようなことで、やっぱり町民の皆さんに、こ

ういう厳しい状況をしっかりと作っていますよということを、いつかの機会でもですね、そういうことも伝えていくことも大事ではないかなというふうに思います。こういう質問をすると、職員の皆さんは、非常に嫌なことを言うやつだなというように思われると思うんですけども、そういうことも言うようなやっぱり議会でありたいなというふうに思いますので、あえてこういう質問をさせていただきました。是非、町長を先頭にですね、不正行為のない職場づくりをしていこうということに、これからも心を配っていただければというふうに思います。答弁はいりません。そういうことで、より一層やっていってください。ありがとうございました。終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。
ここで、15分間、休憩をいたします。
再開は11時25分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。
次に、7番福村議員、質問席へ着席願います。

○7番（福村正見） はい。

○議長（富樫順悦） 7番福村議員。

○7番（福村正見） はい。私からは1点、お伺いしたいと思います。
道の駅についてでございます。

町長は、2箇所の道の駅を民間のノウハウを活用して、集客と収益、また、サービスの向上が期待できることから、民間事業者へ管理委託することを検討すると言っております。

具体的にどのような条件のもとに、どのような事業者を選考されるのか、また、商工労働観光課が新設されましたけれども、今後も町が主体となって管理・運営を再検討し、営業していくお考えはないのか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 福村議員の道の駅についての御質問にお答えいたします。

平成4年にオープンしました、ふるさとの丘直売所と、シェルプラザ港直売所は、平成15年、平成17年にそれぞれ道の駅として認定を受け、利用者に情報発信や休憩場所の提供、また地域の特産品販売などの役割を果たしております。

平成28年度の利用者数と売上金額は、ふるさとの丘が、2万6,520人で、2,548万1,000円、シェルプラザ港が、2万1,226人で、1,827万1,000円となっております。

このような状況の中で、これら道の駅を民間のノウハウを活用し、集客と収益、またサービスの向上を期待して、現在直営で行っている運営を、民間事業者へ管理委託することを検討したい旨、今年度の町政執行方針の中で申し上げたところでございます。

私は、近隣の道の駅の施設や運営状況を見た時に、本町の2つの道の駅、直売所については、新しい民間の発想の中で、より魅力ある施設となることが最善ではないかと考えておりました。現在、担当課において、事前調査の段階として、情報収集のためノウハウのある業者と、委託の方法やその効果などについて指導を受けながら協議中をしているところでございます。

その協議の中で、業者から、一つには、現行の体制のまま、業者より業務指導を受けるという方式、もう一つは、現在の職員を委託業者に移籍させるものの、引き続き経営責任は町で賄う方式、それと、指定管理方式、この三つの委託方法を提示されております。現在、それぞれ町が業者に負担する金額について、概算見積額を積算するようお願いしているところでございます。

今後、検討の結果、民間事業者へ委託することが、施設の運営を維持していく中で必要であると判断した際には、議会に説明を申し上げ、御理解をいただいた上で、一定の期間を設けて、公募により業者を選考することにしたいと考えておりますが、その際、道の駅は、町にとっても貴重な観光資源であること、らんこし米や加工センターの商品を紹介、販売を行う直

営店としての役割、地域の雇用や経済の循環の一躍を担っていることも十分考慮した中で結論を出したいと考えております。

議員の御質問にもあります、今後も町が主体となって管理・運営を行うことについては、前段お話ししました、委託の方法、効果・費用などを検討する際には、引き続き直営で行うということも、これも一つの選択肢としてありますが、いずれにいたしましても、何らかの方法を取りながら道の駅を運営していかなければならないと考えており、それまでは、商工労働観光課で引き続き工夫をしながら、管理・運営を行ってまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 福村議員。

○7番（福村正見） 今、まさに検討中だということでした。それぞれ、今、町長が申された検討課題というのは、それぞれな中身がまだ精査されていないということで検討中でありましてということでございますけれども、この検討の中にもいろんな、様々な課題があるというふうに思います。ただ、私ずっと見てきましたけれども、2箇所の道の駅に対しましては、ほとんど、今、どれだけの人数ということも言われましたけれども、いずれにしても、2箇所通って見てもなかなか車が停まっていないと、それぞれ、ニセコ、あるいは黒松内はすごく停まっていて、なかなか、蘭越町の道の駅は停まっているのが少ないということですね、感じておりまして、果たして、その業者委託をすると、民間委託するといっても、なかなかその事業者が、果たしてこんなような状態の中で、いろんなノウハウを考えても、やはり利用者がどれだけ確保できるのかと、やっぱり自分としても心配な面はいつも持っておりました。そんなことで、今の時点ではまだ検討中ということもございましてけれども、本当にこの道の駅がですね、両方とも良くなるかどうかは分かりませんが、やはり、せっかくある道の駅ですので、なんとか営業、事業者が、委託するのであれば、成功するような道、町で検討した結果、やはりこれから町で検討して町でやっっていかなければならないということであれば、とにかく方向性をきちっと示してですね、道の駅を発展してくような、方法に方向付けていく必要があるというふうに思っておりますので、再度、その方針といいますか、お

聞きしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 福村議員の再質問についてお答え申し上げます。

私、先ほど答弁いたしました。道の駅、直売所ですが、この管理・運営というのは、現状の町がこのままですね、直接運営していくよりは、民間のノウハウを活用した中で行うというほうが、集客とかですね、収益、またサービスの向上、これが期待できるのではないかなという考え方は持っております。そのような中で、今回、他の町村で行政施設の運営管理をしているそういう業者からですね、いろいろノウハウを教えてもらいながら、どういう方向性を持っていけばということ、今、検討している部分でございます。その方法としては、先ほど申し上げましたが、業務管理を業者からしてもらおう、さらには、業務委託をする、さらには、指定管理の三つの提示というのが示されております。そして、その業者が話す中ではですね、現状の今の臨時職員をそのまま雇用して、両施設の収入だけでそれを今後維持管理していくというかたちは、非常にこのままだけでやっているのであれば、難しいのではないかということが、実は言われています。ですから、業者から言われている、この三つの方法があるんですが、その三つの方法の中でもですね、今、やるとしても、その臨時職員の教育とか、その仕事に対するいろんな方法とか、そういうことを行った上で委託をするとか、さらには、まるっきり、先ほど言った指定管理をしたとしても、そういう教育を全部するということになる、逆に町からそういう金額を払ってですね、ある程度そういう条件が整った中できちっと行うということじゃないと難しいよというふうに言われている状況にあるものですから、内部でそのへんのところも十分、今、検討した中で、ある程度結論を出していかなければならないのではないかなというふうに考えております。議員がおっしゃったとおりですね、なかなかこのままでいくというのは、私も厳しい状況だと、近隣の道の駅を見ているとですね、かなり工夫をこらした部分の中で行っておりますしね、やっぱり休みの日なんかでは車があふれるくらい来ている部分があるんです。そのような中で、うちが今の中を大規模にということたちではなくて、うちはうちの中のある程度規模に

合った道の駅の運営の仕方、そこには工夫をした中でのやり方というのがあると思いますので、そこをどういう方法を取っていくかということは、十分検討した部分で判断していきたいということでございます。現在、地域振興会計のですね、財政調整基金というのは1,740万ほどございます。毎年ですね、議会の御理解をいただいて少しずつ取り崩しをしながら、維持管理も含めて行ってはいますが、このままの状態ですっと崩してやっっていくのがいいのかというふうには、私は思っていないんです。ある程度、少し、今、町に活力を与える、民間ノウハウを活用しながら、今、働いている人がたの雇用も含めて、少し、教育なり、どういう方法がいいかということですね、今、業者のほうからノウハウもいただいて、そして、こういう段階であれば、少し話すとかですね、そういうこともできるのではないかと、それか、町でこういうふうになれば町でもやっていけるというようなことが協議が内部でも固まりましたら、議会のほうと御相談を申し上げた中で対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 福村議員。

○7番（福村正見） 分かりました。ただ全国でですね、この道の駅というのは、1,700ヶ所くらいあるみたいなんです。その中で、どこの道の駅が良いのかということは、それぞれ創意工夫やっているというふうに思うんですけども、できるだけこじんまりとした道の駅であっても、やはり絶やささないで、もうとにかく盛り上げていくというような気持ちの中でですね、やっていただきたいというふうに思います。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 福村議員の質問にお答えいたします

私も、国からせつかく指定を受けた道の駅という部分でございますので、これは継続していきたいというふうな考えを持っております。ただ、現状を考えたときにですね、非常に港のほうなんかは夏場はすごい集客あるんですよ。ところが、冬場になるとほとんど交通量というのが無いわけで

す。その時に道の駅というかたちからいくと、24時間のトイレとですね、そういう人件費も含めた部分の中で情報提供をするという機能は持たなきゃならないんですよ。ですから、そのへんのところも、やはりそういう交通量は減るけども、なんとかあそこのところを、港は港なりのそういう何か、あそこに行ったらそういうものがあるとかですね、そういうのを見つけないと。ふるさとの丘はふるさとの丘で、後ろにキャンプ場があったりですね、今はパークゴルフ場も止めてますが、そこに何かいろんな今後協議した部分の中で、人が呼べるような、そういうようなことも協議、考えることによってですね、集客も図れるのではないかなというふうに考えております。いずれにしても、どういう方法をとるか、十分内部で検討した部分の中で、議会のほうに相談を申し上げたいというふうに考えております。もう少し、時間のほうをちょうだいいただければというふうに考えております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） これをもって福村議員の質問を終わります。

次に、8番中島議員、質問席へ着席願います。

○8番（中島溢子） はい。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員

○8番（中島溢子） はい。私から2点についてお伺いいたします。

1点目でございます。

ひとり親家庭の通院支援について。

ひとり親家庭については、各種補助金制度がありますが、さらに通院に対する交通費や交通手段の支援等を検討すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） はい。金町長。

○町長（金秀行） 中島議員のひとり親家庭の通院支援についての御質問にお答えいたします。

ひとり親家庭は、死別や離婚、未婚などにより母親または父親の一方が子を扶養している家庭をいい、一般の子育て世帯と比べ、多くの面でリス

クが高い状況にあります。

例えば、ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯と比べて3割から4割程度と低く、特に母親家庭は顕著であり、非正規雇用の割合が5割近く高いことなどが大きな要因と考えられております。

また、親の低い所得が子どもの貧困につながり、親の貧困が次世代の貧困を生むといった世代間の連鎖が懸念されております。

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担うというハンディに加えて、その両立の困難性や非正規雇用の増加の影響などから、厳しい状況に置かれているといえます。

現在、本町のひとり親家庭は45世帯で、子の数は69人です。

次に、そうしたひとり親家庭に対する自立支援の基本的な考え方を申し上げますと、まずは、子どもへの影響等の観点からも、できる限り就業における自立を目指すべきであり、就労に対し一般的な施策とともに、ひとり親家庭に特化した施策の双方の充実が必要と考えております。

また、他方では、就業の自立が直ちには困難な家庭もあることから、その場合は、その状況に応じた、就労以外の支援も必要であります。

このように、ひとり親家庭に対する支援としては、雇用のほか、福祉、保険、教育など多岐の分野にわたる対応が必要であり、国や自治体をはじめ、関係機関の連携・協力が不可欠であります。

そこで、現在行われている施策の例を挙げますと、国のひとり親家庭に対する支援制度、特に経済的支援としては、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどのほか、低所得世帯一般に対する制度として、所得税等の減免、国民年金や国民健康保険の保険料の減免、要保護・準要保護児童生徒への就労援助などが制度として措置されております。

本町においては、これらに加えて、ひとり親家庭に対する医療費の助成や、保育所等の優先利用や保育料の減免などを行っているところであります。

さて、議員御質問の通院に対する交通費や交通手段の支援についてですが、ただ今申し上げました、ひとり親家庭に対する支援の基本的な考え方を踏まえて、その必要性について検討していかなければならないものと考えております。

その際には、ひとり親家庭が抱える様々な問題の中で、通院に係る交通費や交通手段がどの程度深刻であって、それを支援した場合の効果はどの程度期待できるのか、さらに、ひとり親家庭以外の生活困窮者への自立支援とのバランスなども考慮しながら、総合的に判断していく必要があると考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○8番（中島 溢子） はい。

○議長（富樫 順悦） 中島議員。

○8番（中島 溢子） 今、御答弁いただきました、ひとり親家庭については、厳しい生活の中を懸命に生きていることは確かなんです。私も母子家庭で育っているからよく分かるんですけども、もしも通院することについても、地元だけではまだ病院なり、近いからいいんですけども、やっぱり俱知安なり遠くへ行く時はそういうことも大変なんですよという話もよく聞かれます。そういうことで、ぜひとも、また、後志管内ではまだ行っていないですよ。蘭越が一番かなと思っているんですけども、今そのことについてちょっと質問して、いただいたりしたわけですが、ぜひともそのそういう通院する、支援について、検討していただきたいなと考えておりますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（富樫 順悦） 金町長。

○町長（金 秀行） 中島議員の御質問に、再質問にお答えします。

議員おっしゃっているとおりですね、ひとり親家庭の生活、そういう部分についてはですね、一般の家庭より比べて、非常に困窮であるというようなことも、いろいろなそういう統計なり、そういう部分から出されておりますし、それに対する支援等についても様々な支援を、今行っているところでございます。議員がおっしゃった通院に係る交通費、これがですね、する場合について、先ほど私も答弁しましたが、そのひとり親家庭のみにした場合ですね、そのほかのいろんなそういう困窮者の方に与える影響とかですね、そういうものもあると思うんですよ。ですから、行政が行うためにはいろいろなバランスも整えた中で行っていかなければならないと

いうふうに考えております。議員からは管内ではやっていないということでもございましたので、私も、今後、担当課を含めてですね、そのような状況を、管内の状況とかそういうものを含めたり、よく私も、それぞれ総会とかで、そういうことにも出させていただいて、いろいろお話等も聞かせていただく機会もありますので、そういうようなことも通して、これが是非、必要だというような状況になった場合には、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、もう少し、いろんな部分も含めて内部で調査をしながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） では2問目に。

○8番（中島溢子） では、二つ目にいきます。

二つ目でございます。

町職員の紹介について。

町職員と町民との良好な関係を保つには、まず相手の方を知ることが大切であり、そのためには町職員の方々の顔写真と、その担当する業務の内容を年度始めに紹介するべきと私は考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の町職員の紹介についての御質問にお答えします。

町職員の紹介につきましては、写真、業務内容までは記載しておりませんが、4月の広報紙に町職員の人事異動のお知らせ、また、広報紙とは別に、蘭越町行政組織の機構図を作成し、町民の皆さんに周知しているところでございます。

また、職員のネームにつきましては、平成14年から顔写真を入れ作成をし、庁舎内のみならず、庁舎外での会議等の際も着用して、町民の方の便に供しているところでございます。

私も、議員の御意見と同様に、町職員が町民との良好な関係を保つためには、職員を知ってもらうことが必要であるというふうに考えております。

また、職員が町民のことを知ることも、より大切であると考えております。

仮に、職員の顔写真や業務内容まで周知することとなりますと、広報紙での掲載はスペースの問題上厳しく、別に作成することとなりますと、多くの経費も必要となってまいります。

他方、職員のことを知っていただくためには、写真だけでは伝わらないこともございますので、直接、町民の方と関わる場面において、窓口業務では親切丁寧な説明を行うこと、電話対応では、係名、名前をしっかりと伝えて、丁寧な応答をすること、また、役場に来た方には挨拶をきちんとすることが大切であると考えておりまして、日頃から職員には、これらの指導をしているところでございます。

今年度からは、職員と町民が座りながら、いろいろな相談ができ、また、各課への動線も考慮し、1階の町民ホールを整理をしまして、広い空間としたところでございます。

なお、新規職員等に対しては、採用まもなく接遇研修も実施し、早期に、町民の方に対し、適切な対応ができるよう努めているところでございます。

また、職員と町民がお互いのことを知るためには、職員の業務以外の活動も大切であると考えておりまして、スポーツ等自分の趣味を活かした中での交流、町内会活動や町内の各種行事等には、積極的に参加し、町民の方と接する機会を多く持ち、その中で関係を深めていただきたいと、職員にはたびたび伝えていくところでございます。

近年、若い職員が増えてきていることでもありますので、今後は、新規採用職員につきましては、広報紙等で、紹介できるスペースの確保を検討していきたいと考えておりますが、何よりも、町民の皆さんが、役場に来て、どの職員にも気軽に相談できる体制づくり、これを進めて、その中で良好な関係を保っていききたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

〇8番（中島 溢子） 高齢者が多くなってくると、今度新しく入ってきた人が誰が誰だか分からないというのをよく、顔の丸い人だったとか、背の小さい人だった、大きい人だったとか、何を言っているか私はもう分からないんですよ。たびたびあるんですよ。商工会の誰か見たことあるような人がいたわとか、そんなことをよく、蘭越広報とかそういうの見てないの

かなと思うこともあるんですけど、役場の中はすごく明るくなったという話はよく聞きます。それはよその他町村からもそういうのを聞いてます。とても仲は良いと思うんですけども、ベテランの、今日来ている方々は私は分かりますけれども、一般の町民の方々は職員の顔と、玄関先になんか顔の見たことない人来て、なんか用事足しに来たみたいだわってというのが、なんか本音みたいなんですよね。一番先に開発の方だとか、学校の先生方がよく綺麗に写真、あのようにして紹介されておりますよね。新しい方々ね。ああいうふうにして、役場の職員の方々も、いっぺんでなくてもいいんですよ。数回分けられてもいいですし、あれで分かっていただければ安心するところがあるのではないかなと思って質問してみました。

○議長（富順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の再質問にお答えします。

非常に明るくなったという、非常にありがたいお言葉をいただきまして、感謝を申し上げます。

常日頃から職員には町民と接するそのような対応をですね、是非、きちっと課長職の皆さんが指導しながら、勤めてもらいたいということ、私もお願いをしております。そのような中で、なるべくその会議等にはですね、いろいろな部分で出席しながら、そして、新人の場合とか、異動になった場合は、どういう担当になったということを紹介しながらですね、なるべく分かっていただくような方法を取りたいというふうに考えております。新人職員については、先ほど答弁させていただきましたが、広報紙等をもってですね、そういう紹介等ができればということも考えておりますが、全体をとということになると、いろいろな部分で経費もかかることもございますので、町民に親しまれる、そしてきちっと仕事ができる、そういう職員というものを目指しながらですね、いろいろな部分で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、中島議員の質問を終わります。

次に、6番赤石議員、質問席へ着席願います。

○6番（赤石勝子） はい。6番。

○議長（富樫順悦） 6番赤石議員。

○6番（赤石勝子） 私からは1点ちょっとお聞きしたいんですけど、大湯沼自然展示館の利用状況及び今後の運営方針について、お伺いいたします。

大湯沼自然展示館は、以前、管理人もおり、来館者もいたと思いますが、現在は休館中とお聞きしております。

今までの来館状況及び今後の運営方針があればお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の大湯沼自然展示館に関する御質問にお答えします。

まず、今までの来館状況について申し上げます。

大湯沼自然展示館は、蘭越町の豊かな自然資源の活用を図り、自然とのふれあいにより学術文化の向上と観光の振興を図る施設として、平成8年4月10日に開設されました。

開設年度は1万5,012人の方が来館されましたが、その後、平成11年度は6,148人、平成24年度は574人と減少する中、チセヌプリスキー場の休止と併せて平成25年10月31日から休館をしております。

次に、今後の運営方針の御質問について申し上げます。

この件につきましては、平成27年9月定例議会で、永井議員からの一般質問の中に大湯沼自然展示館の今後についての御質問がございまして、チセヌプリスキー場の民間譲渡に併せて有効活用できないか検討していきたくないと答弁をいたしておりまして、現在はスキー場の譲渡先でありますJRTトレーディングと活用方法について協議をしている状況でございます。

5月29日には、会社の方から活用計画案が示され、冬場はニセコが世界の一流リゾートとして発展していく一方、雪崩事故等、山岳事故が後を絶たないため、チセヌプリエリアを山岳教育の中心として、雪崩教室の講習会場として、様々な団体等にスペースを開放し利用してもらい、リゾートはニセコ、山岳教育は蘭越チセヌプリからとして発信していきたいとい

うことでもございました。

また、夏場は、キャンプ場や雪秩父の環境を活かしながら、チセヌプリトレッキング、マウントバイク、フィッシング等、大自然と触れ合えるキッズキャンプの誘致やカルチャースクール、学生サークルのフリースペース等、利用者のアイデアを積極的に受け入れたイベントのレンタルスペースとして、多彩なユーザーを誘致していきたいと企画が出されたところでございます。

会社の方からは、当該施設は十分利用価値もあるため、是非、活用させていただきたいと申し出を、現在は受けております。

町としては、大湯沼自然展示館には、環境省からふれあい・やすらぎ温泉地整備事業の指定を受け、大湯沼周辺の整備を行った際に建設した経緯もありますので、施設の用途変更についての確認作業、さらには長期間使用しておりませんので、水周り等の施設状況の確認、また、大湯沼周辺が多くの人で賑わうような活用方法であるのか、町にとってメリットがあるのか内部でよく検討し、判断をしていきたいと考えております。

条件が揃った段階で、議員の皆様方からも御意見をいただきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○6番（赤石勝子） 今の説明で、ほかのほうにいろいろ打診しているようですが、私も実は、あのまま立派な建物を老化させるのはもったいないなと思って、あのへんはずっと夏山シーズンになると、登山客も観光客も多く、雪秩父は今、宿泊が無いので、自然館の内部を改装して素泊まりのログハウスのようなね、宿泊にしたら、ご飯を食べて、温泉に入って、またあそこに泊まって登山をして、あの大湯沼やあの周辺を巡って歩くとかっていう観光客も結構いると思うんですよね。できればキャンプ場にコテージなんかも2棟か3棟建てて、あのへんをもっと有効活用していけばいいんじゃないかなと思っているんですけど、今、町長が言われたように、打診している最中だと聞いて、いいことだなと思うんですけどね、もっと煮詰めて、やっぱりあのままの建物、冬はけっこう維持費もかかっている

んですよね。除雪にせよ何にせよね。冬はあれなんですけど、夏は夏山シーズンで結構観光客も来るから利用あるんじゃないかと思imasuので、そのへんまたもう一言お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 実は、会社のほうのお話と窓口は、ちょっと今、副町長のほうで行ってもらっています。もう少し、こういうような詰めたですね、考え方等の説明受けてますので、再度、副町長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 今、町長からお話ありましたけども、JRTトレーディングとお話をしている窓口は私のほうでありまして、ただいま議員のほうからですね、夏山登山等あるいは素泊まりログハウス等の御提案もいただいたところでございますけれども、実は、そのへんもですね、冬は遭難というところのお話もありましたけれども、夏の活用についても、実は、JRTトレーディングそのものもそういったところの夏のアクティビティといいますか、夏の活動について、あそこを拠点にして盛り上げていければと、そんなふうな提案も受けてございます。いずれにしてもですね、先ほど町長言いましたように、この後もう少し協議を詰めなければ、本当に町にとってそれが良いことなのか、一定程度貸したはいいんですけども、良くない、不適切な管理のもとでですね、悪用してそれを返してもらってもまた困るわけでございます、そういったところも含めてきちっともう少し煮詰めた後で、もう一度、議会の中で御指導、御助言等をいただきながら、この問題につきましては進めていきたいというふうに思っておりますので、是非、御理解いただければなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○6番（赤石勝子） 是非、そういう方向で進めていただきたいと思imasu。せっかくあのような良い建物をね、あのまま老化させるのは絶対もっ

たいたいと思うんですよね。やっぱり素泊まりでも泊まれるようにしていれば、温泉利用して、また雪秩父でご飯も食べれるんですし、あのへん周辺も散策して、観光客がもっともっと来れると思うので、是非、そういう方向で進めていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えいたします。

今、議員から御指導いただいた、その点もですね、十分考慮に入れながら、会社として、もう少し私どもも詰めていかなかったらならない部分がありますし、あとこれは国からの補助金をもらった部分もあるので、補助金の適化法のそういう部分もあるので、そういう関係省庁とも、やはり今後詰めていかなかったらならない部分もありますので、内部でももう少し時間をいただいて協議した中で、また議会のほうにも相談させていただきたいと思います。いずれにしても、あの施設をあのままに置くというかたちではなくて、次の段階に進めていきたいというような考え方は持っておりますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○6番（赤石勝子） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、赤石議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

現在、法務大臣からの委嘱により、本町で3名が人権擁護委員を務めていただいておりますが、そのうちの浅野せい子委員が、本年9月に満了する任期をもって退任したい旨の申出があったことから、その後任として、田澤豊彦さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

田澤豊彦さんは、昭和27年3月17日生まれの65歳です。田澤さんは現在、玉峰寺を住職を務める傍ら、書道教室の開設や町内会長を4年務められ、人格識見が高く、広く社会の実情にも精通しており、信望も厚く温かな方で、人権擁護委員として適任者でありますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意し適任と認めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案に同意し、議会の意見は適任であることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、同意第1号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、向山議員の退場を求めます
暫時休憩します。

（向山議員 退場）

○議長（富樫順悦） 再開します。

○議長（富樫順悦） 提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明をいたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、7月19日任期満了となります。蘭越町農業委員会委員の選出方法は、これまでの選挙制及び選任制から、町長による任命制に変更されることから、本年3月1日から同月30日までの期間において農業委員の募集を行いました。

募集人数15人に対して、推薦を受けた者14人、個人による応募1人で定数と同数でございますが、町長は推薦または応募に応じた委員の任命に当たり、関係者からの意見の聴取、その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされ、農業委員候補者については、農業委員会委員評価委員会を設置し、評価委員から候補者の評価に関する意見を求めることと規定されております。

これにより、6月2日に蘭越町農業委員候補者評価委員会が開催され、農業に関して識見を有すると認める者を含めた5名の委員により委員候補者の評価が行われまして、同日、農業委員会委員候補者評価委員会の下條委員長から、候補者の活動履歴、農業経営の概要、経歴等を審査したところ、応募のあった委員候補者は要件を満たしており、委員として適任との報告を受けたところでございます。

このことから、応募のありました候補者を蘭越町農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

お手元の参考資料①をご覧ください。

同意第1号は、蘭越町字吉国127番地9、向山博氏でございます。昭和26年8月6日生まれの65歳であります。

主な経歴等は、これまで農業委員を8年8か月務められており、吉国地区農事組合からの推薦であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第1号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(向山議員 入場)

○議長(富樫順悦) 再開します。

○議長(富樫順悦) 日程第7、同意第2号から同意第15号まで蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長(金秀行) ただいま一括上程されました、同意第2号から同意第15号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明をいたします。

参考資料①をご覧ください。

同意第2号は、蘭越町字黄金14番地14、近藤一祝氏で、昭和27年1月19日生まれの65歳であります。

主な経歴等は、農業委員を8年8か月務められており、昆布地区農事協議会からの推薦であります。

同意第3号は、蘭越町字大谷529番地、天水さとい氏で、昭和35年12月13日生まれの56歳です。

主な経歴ですが、農業委員を8年8か月、またようてい農業協同組合理事を10年務められており、ようてい農業協同組合、地区農業者からの推薦であります。

同意第4号、蘭越町字田下76番地、安田伸二氏で、昭和42年5月15日生まれの49歳であります。

主な経歴等は、農業委員を5年8か月務められており、目名地区資源保全隊からの推薦であります。

同意第5号は、蘭越町字相生33番地31、西元道啓氏で、昭和40年3月15日生まれの52歳であります。

主な経歴は、農業委員を11年8か月務められており、目名地区資源保全隊からの推薦であります。

同意第6号は、蘭越町富岡419番地2、椿新二氏で、昭和24年7月24日生まれの67歳であります。

主な経歴は、農業委員を8年8か月、南しりべし森林組合監事を9年1か月務められており、富岡農事組合からの推薦であります。

同意第7号は、蘭越町蘭越町790番地、山田清隆氏で、昭和19年9月8日生まれの72歳であります。

主な経歴ですが、農業委員を14年8か月務められており、本人からの応募によるものでございます。

同意第8号は、蘭越町字吉国798番地11、高山重人氏で、昭和31年12月6日生まれの60歳であります。

主な経歴は、農業委員を5年8か月務められており、上里地区農事組合からの推薦であります。

同意第9号は、蘭越町字初田302番地、伊藤忠幸氏で、昭和38年3月28日生まれの54歳であります。

経歴ですが、初田農事組合長を務められており、初田地区農事組合からの推薦であります。

同意第10号は、蘭越町字共栄82番地、中井悟氏で、昭和32年3月15日生まれの60歳であります。

経歴等は、農業委員を20年8か月務められており、共栄町内会からの推薦であります。

同意第11号は、蘭越町字淀川207番地、坂野幸夫氏で、昭和41年10月4日生まれの50歳であります。

主な経歴でございますが、地域の多面的機能推進委員会の副委員長を8年務められ、地域の農業者からの推薦であります。

同意第12号は、蘭越町字三和207番地4、親谷隆氏で、昭和22年1月1

9日生まれの70歳であります。

主な経歴は、農業委員を5年8か月、蘭越土地改良区の理事及び副理事長を務められており、蘭越土地改良区からの推薦であります。

同意第13号は、蘭越町字清水28番地13、吉田靖志氏で、昭和54年7月24日生まれの37歳であります。

経歴でございますが、ようてい農業協同組合たまねぎ生産組合蘭越支部長を務められており、地域農業者からの推薦であります。

同意第14号は、蘭越町字淀川65番地1、岩間勇市氏で、昭和24年7月17日生まれの67歳であります。

主な経歴等は、農業委員を17年8か月、ようてい農業協同組合監事を11年務められており、地域農業者からの推薦であります。

同意第15号は、蘭越町蘭越町269番地5、杉本峯一氏で、昭和29年1月8日生まれの63歳であります。

主な経歴でございますが、合併前の蘭越町農業協同組合、合併後のようてい農業協同組合の職員を36年3か月務められ、農業に関する豊富な知識と経験を有しておりますので、改正後の必須事項であります利害関係を有しない者を含めると規定されておりますことに対して、委員として農業委員会の所掌事項に十分対応できる方です。農業者等を含めた3人からの推薦であります。

以上、応募のあった候補者を蘭越町農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、同意第2号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第5号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第6号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第7号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第10号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第11号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第12号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第13号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第14号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号蘭越町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第15号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第1号蘭越町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条例で定められた独自利用事務について、条例関係情報を取り扱う者の地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムでの連携が可能であることが明文化されたため、定義等、各条文を改めるものでございます。

それでは、参考資料②によって御説明させていただきます。

変更箇所につきましては、アンダーラインを引いてございます。

第2条第3号中、番号法第23条第1項及び第2項の次に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む）を加えるものでございます。2ページをお開き願います。

第25条の2中、情報照会者または情報提供者を、情報照会者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者に改め、番号法第23条第1項及び第2項の次に、（これらの規定を番号法第26条において準用する場合も含む）を加えるものです。

なお、附則といたしまして、本条例の改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申

上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第2号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、児童福祉法の改正により、里親に関する定義規定が再編されたことに合わせ、人事院規則が改正され、育児休業している職員が承認の取り消しとなった後、再適用される特別の事情の定義に保育所等の利用を希望し申込みを行っているが入所などができない場合についても適用されることとなったため、各条文を改めるものでございます。

それでは参考資料③によって御説明させていただきます。

変更箇所につきましては、アンダーラインを引いてございます。2ページをご覧ください。

第3条第6号中、別居したことの次に、育児休業にかかる子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業所（以下保育所等という）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものです。

第4条になります。別居したことの次に、育児休業にかかる子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものです。3ページになります。

附則といたしまして、本条例の改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第3号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第3号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託について、御説明申し上げます。

現在、本町における戸籍事務につきましては、いわゆる電子計算システムにより行っておりますが、そのシステムの更新時期が本年10月に到来することから、新たなシステムの調達が必要となっております。

この新たなシステムの調達においては、自治体が単独で行うよりも関係する自治体が共同で行い、その後にサーバーというネットワーク上の管理コンピュータを共同利用することにより、経費の節減が図られることから、共同調達、共同利用を予定した予算を計上しているところです。

そして、このシステムの共同利用に係る事務については、関係する自治体間で規約により委託することが地方自治法で定められていることから、協議により規約を定めるに当たって同法第252条の14第3項の規定により準用する第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

では、議案の表紙をめくっていただき、事務の委託に関する規約をご覧願います。

規約の名称は、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約であります。

この電子情報処理組織とは、戸籍法で定めるところの戸籍の事務を取り扱うことができるいわゆる電子計算システムをいいます。

第1条は、委託する事務の内容であります。

その事務とは、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行であり、具体的には電子計算システムの保守管理、更新等の事務となります。そして、この事務をむかわ町及び佐呂間町が本町に委託するものであります。

第2条は、事務の管理及び執行の方法についてであり、第1項では委託事務の管理執行は本町の条例、規則その他の規程に基づき行われるとし、

第2項ではそれらの条例等について、制定、または改廃しようとする時の委託自治体への通知を定めております。

第3条は、経費の負担であります。

委託事務に要する経費は、3町が現在加入している北海道自治体情報システム協議会の戸籍システム運用に係る負担金として算定され、負担するものとしております。

第4条は、3条の連絡会議についてであります。

この委託事務に関して、連絡調整を行うための連絡会議について規定するものです。

第5条は、補足として、この規約の定め以外に必要な事項を協議することについてを定めたものであります。

附則は、施行時期の定めであり、議決後の7月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第4号蘭越町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、御説明申し上げます。

過疎地域に指定されている市町村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、施設整備等を行う場合は、過疎地域自立促進市町村計画を策定することとなっております。

本町の過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年3月の定例会において、平成32年までの期間で議決をいただいておりますが、今年度、過疎対策事業債の申請を予定している事業について、計画の変更をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。

変更箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、区分が2、産業の振興。事業名は基盤整備農業。事業内容ですが、道営農地整備事業蘭越地区を追加させていただくものです。

なお、事業内容の詳細、必要性、効果につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、事業名は過疎地域自立促進特別事業。事業内容ですが、水稻圃場ケイ酸資材投入事業。2ページになります。せせらぎまつり開催事業。3ページになります。桜つつみ樹木剪定及び薬剤散布事業を追加させていただくものです。4ページになります。

区分は3、交通通信体系の整備。情報化及び地域間交流の促進。事業名は、市町村道路。事業内容は、石湊逆川沿・逆川右岸線改良舗装。蘭越第2側左岸線改良舗装。事業名はその他。事業内容ですが、街路灯LED化事業を追加させていただくものです。次に、5ページをご覧ください。

区分は4、生活環境の整備。事業名は、水道施設簡易水道。事業内容ですが、蘭越高区配水池量水器室整備事業。事業名は消防設備。事業内容ですが、消防車購入事業。事業名はその他。事業内容ですが、公共施設等補修事業を追加させていただくものです。次に、6ページをご覧ください。

区分は5、高齢者等の保健福祉の向上及び増進。事業名は高齢者生活福祉センター。事業内容ですが、リフト付ワゴン車購入事業を追加させてい

ただくものです。次に、7ページをご覧ください。

区分は7、教育の振興。事業名はその他。事業内容ですが、学校給食費助成を追加させていただくものです。次に、8ページをご覧ください。

区分は8、地域文化の振興。事業名はその他。事業内容ですが、体育協会運営事業を追加させていただくものです。

なお、この計画の変更につきましては、6月8日、北海道知事との協議が終了してございます。

以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定のより、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第5号平成29年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第5号平成29

年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算総額は55億1,233万4,000円で、歳入歳出それぞれ3,618万3,000円を追加し、55億4,851万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正予算で、4月の人事異動等による給与等の補正も行っておりますが、人件費の給与費の明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費の2節、3節、4節につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

また、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税の有効活用を図るため、奨学資金への充当事業を取り止め、子どもたちの育成を支援する事業と蘭越町花一会図書館の蔵書を充実する事業の二つを追加しております。また、今まで寄附者の指定に応じて当該基金に一度積み立て、翌年度の財源として使用する方法をとっておりましたが、今年度からは現年度で受けたふるさと納税は、ふるさとを想う寄附金として現年度の指定事業に充当することとし、今まで基金で積み立てていたものにつきましても、今回の補正でそれぞれ事業へ充当しております。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。9ページをご覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額36万1,000円。特定財源その他50万9,000円の減につきましては、社会保険料でございます。2、3、4は説明を省略させていただきます。10ページをご覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額3,979万1,000円の減。特定財源の国道支出金91万1,000円につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金でございます。その他2万5,000円の減につきましては、社会保険料でございます。2、3、4は説明を省略いたします。次のページになります。7賃金21万1,000円の減。臨時職員賃金25万1,000円の減。臨時職員期末手当相当分4

万円の追加をお願いするものでございます。9旅費19万7,000円。臨時職員等の通勤費用、費用弁償の追加をお願いするものでございます。12役務費103万6,000円。12ページをご覧ください。総合行政ネットワーク回線接続料で戸籍電算システムの共同運用に伴い通信回線を変更するため追加をお願いするものです。19負担金補助及び交付金74万2,000円。北海道自治体情報システム協議会に負担金で、マイナンバー制度情報連携に係る総合運用テスト等の経費として追加する費用の追加をお願いするものです。

2目文書広報費、特定財源のその他1万5,000円につきましては、ふれあい通信放送手数料でございまして、3月定例議会で議決いただきましたふれあい通信の運用に関する条例により有料放送も行うこととしたため、財源内訳の変更をするものでございます。

5目企画費、補正額20万円。12役務費、10万円。ふるさと納税システム取扱手数料で広く寄附を募るため、ふるさと納税サイトに掲載し、サイトを経由して寄附のあった際に係る手数料の補正をお願いするものです。19負担金補助及び交付金10万円。羊蹄山麓町村長会議負担金で、札幌のホテルで羊蹄山麓の食材を使った限定メニューの提供や、地元食材を使った統一メニューを学校給食一日限定で提供する取組を新たに行うため、追加補正をお願いするものです。

9目自治振興費、補正額100万円。特定財源18万円につきましては、ふるさとを想う寄附金、まちづくり事業指定寄附金1件分1万円。財政調整基金繰入金、ふるさと納税分17万円でございます。19負担金補助及び交付金100万円。せせらぎまつり開催事業補助金で、今年度から前夜祭及び花火大会を開催いたしたく追加補正をお願いするものです。

16目定住促進対策事業費、補正額24万円。19負担金補助及び交付金24万円。農業大学校等修学助成事業補助金で、北海道立農業大学校に通う1名に補助するため、追加をお願いするものです。次のページになります。

17目交流促進センター雪秩父費、補正額27万円。11需用費27万円。ニセコ町内に設置されている広告看板が雪秩父改修前のままなので、表示を改めるため、修繕料の追加補正をお願いするものでございます。

18目地方創生対策費、補正額200万円。19負担金補助及び交付金200万円。蘭越町商工会グルメ開発プロジェクト事業補助金でございます。5月15日、商工会長ほか町長のところに見えられ、地域経済の発展のため、北海道テレビ放送による番組内で出演タレントと町内商工業者などが共同で商品を開発し、イベント等を行うための支援要望がございましたので、補正をお願いするものでございます。

2款総務費 2項町税費 1目町税総務費、補正額555万2,000円。2、3、14ページになります。4は、説明を省略させていただきます。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額157万4,000円の減。特定財源その他13万につきましては、ふるさとを想う寄附金、地域福祉推進事業指定寄附金4件分6万円、地域福祉基金繰入金、ふるさと納税分7万円でございます。2、3、次のページになります。4は説明を省略させていただきます。20扶助費700万円。福祉灯油等給付扶助でございます。こちらは平成17年度から実施しておりますが、今年度も低所得の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯、子育て世帯を対象に冬期間の灯油などの購入費用の一部を助成するものです。なお、助成額につきましては、昨年同様に1世帯当たり2万円とし、対象世帯数が350世帯と推定して予算措置をさせていただくものです。28繰出し金38万円。国民健康保険特別会計繰出金の追加をお願いするものでございます。

5目老人福祉費、補正額17万7,000円。19負担金補助及び交付金196万円。高齢者グループホームらんこしと特別養護老人ホーム一灯園への燃料費等助成でございます。6月6日、蘭越厚生事業団の理事長ほか町長のところに見えられまして、冬期間の燃料費等の助成要望があり、今回補正をお願いするものでございます。28繰出金178万3,000円の減。介護保険サービス事業特別会計繰出金でございます。16ページをご覧ください。

9目自立支援給付・措置費、補正額36万8,000円。特定財源国道支出金36万8,000円につきましては、障害者総合支援事業費補助金でございます。19負担金補助及び交付金36万8,000円。障害者福

社システム改修負担金で、障害機器サービス等更新改修に伴い、システム改修が必要となったため、補正をお願いするものです。

13目介護保険事業費、補正額443万9,000円の減。特定財源その他1万7,000円の減につきましては、社会保険料でございます。1報酬12万円の減。嘱託職員報酬でございます。2、3、次のページになります。4は説明を省略させていただきます。9旅費2万6,000円の減。嘱託職員の通勤費用、費用弁償の減でございます。19負担金補助及び交付金8万円。脳活性化プログラムシナプソロジー研修等事業負担金で、研修を町内で実施することとなり、講師に係る諸経費負担が必要となりましたので、追加をお願いするものです。

14目地域福祉基金費、補正額10万円。特定財源のその他10万円につきましては、地域福祉基金指定寄附金でございます。25積立金10万円。宇吉国長瀬様が寄附がありましたので、積立てさせていただくものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額60万7,000円の減。2、18ページになります。3、4は説明を省略いたします。

2目母子福祉費、補正額2万7,000円。7賃金2万7,000円。マタニティ交流会開催時に臨時助産師を雇用する賃金の補正をお願いするものでございます。

3目蘭越保育所費、補正額222万7,000円。特定財源国道支出金100万2,000円につきましては、多子世帯の保険料軽減支援事業費補助金、その他283万2,000円の減につきましては、蘭越保育所保護者負担金386万2,000円の減。社会保険料103万円でございます。国の幼児教育の強化に向けた取組及び北海道が実施する多子世帯の保険料軽減支援事業による保育料の改正により、多子世帯の保育料軽減が拡大され、保育料が減額となる世帯が増えたため、保護者負担が減額となり軽減の一部が道の補助金の対象となっております。4共済費207万7,000円。社会保険料でございます。11需用費15万円。保育所職員玄関及び厨房用玄関タイルがはがれたため、修繕料の追加をお願いするものです。

4目昆布保育所、補正額5万3,000円。特定財源国道支出金4万7,000円につきましては、多子世帯の保険料軽減支援事業補助金、その他55万7,000円の減につきましては、昆布保育所保護者負担金でございます。9旅費5万3,000円。臨時保育士の通勤費用、費用弁償の追加をお願いするものです。次のページになります。

5目学童保育所費、補正額35万7,000円。特定財源その他11万7,000円につきましては、社会保険料でございます。4共済費35万7,000円。社会保険料でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額158万9,000円。2、3、4は説明を省略いたします。20ページをご覧ください。19負担金補助及び交付金120万円。昆布温泉病院の燃料費等助成でございます。6月2日に医療法人社団清和会から冬期間の暖房費と患者送迎車の燃料に対する助成の要望があり、今回、補正をお願いするものでございます。

2目予防費、補正額10万8,000円。7賃金10万8,000円。定期健康相談時に臨時助産師を雇用する賃金の補正をお願いするものです。

3目医療給付費、補正額103万円。特定財源その他28万9,000円につきましては、社会保険料でございます。4共済費58万3,000円。社会保険料でございます。7賃金44万7,000円。臨時職員賃金でございます。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額54万円。18備品購入費54万円。湯里会別荘地に新たに4基、港地区で4月の強風により1基破損したため、計5基のごみ保管箱の購入をお願いするものです。

4目浄化槽整備費、補正額233万6,000円。19負担金補助及び交付金233万6,000円。浄化槽設置整備事業補助金で、当初予算から見て希望者が増加したため、追加補正をお願いするものです。次のページになります。

4款衛生費 3項上水道費 1目簡易水道費、補正額336万円の減。28繰出金336万円の減。簡易水道事業特別会計繰出金でございます。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費、補正額247万2,000円の減。特定財源その他27万2,000円の減につきましては、

社会保険料でございます。4 共済費 55 万円の減。社会保険料でございます。7 賃金 179 万 9,000 円の減。臨時職員賃金でございます。9 旅費 12 万 6,000 円の減。費用弁償でございます。

2 目農業総務費、補正額 1,167 万 7,000 円。2、3、22 ページになります。4 は説明を省略させていただきます。

3 目農業振興費、財源内訳の変更でございます。特定財源 104 万円につきましては、5 月の補正で議決をいただきました産業振興基金積立金、ふるさと納税分から、ふるさとを想う寄附金へ振替えました地域産業振興事業指定寄附金 100 万円及び産業振興基金繰入金、ふるさと納税分 4 万円でございます。

17 目育苗施設費、補正額 49 万 5,000 円。3 は説明を省略させていただきます。

24 産業振興基金費、補正額 100 万円の減。特定財源その他 100 万円の減につきましては、3 目農業振興費で振替えました地域産業振興基金指定寄附金でございます。25 積立金 100 万円の減。産業振興基金積立金でございます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林業振興費、補正額 58 万 5,000 円。特定財源その他 2 万 5,000 円につきましては、森林振興基金繰入金、ふるさと納税分でございます。19 負担金補助及び交付金 58 万 5,000 円。森林山村多面的機能発揮対策事業負担金で、平成 25 年度から 28 年度までは全額国費負担による事業を実施しておりましたが、今年度から北海道及び活動対象市町村にも負担が求められることとなり、本町で事業を実施されている 2 団体の事業費の 8 分の 1 が町負担となるため、補正をお願いするものでございます。次のページになります。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費、補正額 3,514 万 4,000 円。2、3、4 は説明を省略させていただきます。24 ページをご覧ください。

5 目観光費、補正額 245 万 3,000 円。特定財源その他 27 万 3,000 円につきましては、社会保険料でございます。4 共済費 55 万 2,000 円。社会保険料でございます。7 賃金 190 万 1,000 円。臨時職員賃金でございます。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額928万8,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略させていただきます。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額828万1,000円の減。2、3、26ページになります。4は説明を省略させていただきます。

2目道路維持費、補正額232万2,000円。13委託料232万2,000円。町道草刈委託料で直営で実施していた町道草刈作業を業務委託するため、追加補正をお願いするものです。

3目町道新設改良費、補正額262万7,000円。特定財源その他30万7,000円につきましては、社会保険料でございます。4共済費62万円。社会保険料でございます。7賃金200万7,000円。臨時職員賃金でございます。

6目除雪費、補正額167万円の減。2、3、次のページの4は説明を省略させていただきます。

8款土木費 4項住宅費 2目町営住宅建設費、補正額19万4,000円。3、4は説明を省略させていただきます。28ページになります。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額40万4,000円。12役務費40万4,000円。桜つつみ樹木剪定及び薬剤散布手数料で、尻別川河川公園の桜つつみの景観を維持し桜の健全な生育をさせていたくため追加補正をお願いするものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額76万7,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略させていただきます。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額92万4,000円。特定財源その他51万2,000円につきましては、社会保険料でございます。1報酬6万円の減。嘱託公務補報酬でございます。4共済費103万2,000円。社会保険料でございます。9旅費4万8,000円の減。嘱託・臨時職員の通勤費用、費用弁償の減額でございます。30ページをご覧ください。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、11需用費75万5,

〇〇〇円。体育館ワイレスシステム及び家庭科準備室の電気温水器の交換修理が必要となり、修繕料の追加補正をお願いするものです。

10款教育費 4項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額628万1,000円。2、3、4は説明を省略させていただきます。次のページになります。

3目コミュニティプラザ花一会図書館費、補正額40万1,000円。特定財源その他21万9,000円につきましては、ふるさとを想う寄附金、花一会図書館事業寄附金2件分2万円。社会保険料19万9,000円でございます。4共済費40万1,000円。社会保険料でございます。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額10万7,000円。特定財源その他52万2,000円の減につきましては、社会保険料54万2,000円の減。ふるさとを想う寄附金、子ども育成支援事業指定寄附金2件分2万円でございます。2、3、4は説明を省略させていただきます。7賃金10万5,000円の減。臨時職員賃金でございます。32ページをご覧ください。

3目学校給食センター費、補正額59万4,000円。11需用費59万4,000円。修繕料で重油地下タンク液面計が故障したため、交換修理をお願いするものです。

11款災害復旧費 1項土木施設災害復旧費 1目現年発生単独災害復旧事業費、補正額582万4,000円。5月11日にホロシツナイ川の護岸が崩落し、隣接する田んぼの畦畔の一部も崩落したため、応急処置等の補正をお願いするものでございます。7賃金309万5,000円。土木作業員賃金275万2,000円。運転手賃金34万3,000円でございます。12役務費15万4,000円。特殊作業車運搬料でございます。13委託料88万6,000円。ホロシツナイ川災害復旧測量設計委託料でございます。14使用料及び賃借料168万9,000円。特殊作業車借上料124万7,000円。敷鉄板借上量44万2,000円でございます。

続いて、歳入に戻ります。6ページをご覧ください。

13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、16款道支出金、18款寄附金、19款繰入金、21款諸収入につきまし

ては、歳出のほうで説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。8ページをご覧ください。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,638万2,000円。前年度繰越金の追加で、これらにより歳出充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番永井議員。

○1番（永井浩） 聞いてて忘れたのか、ちょっとこの議案書を見て、疑問に思ってますね、電話して聞けばよかったですけども、金曜日も夜遅かったものですから、ちょっと聞けなかったんですけど、15ページと21ページなんですが、介護保険サービス事業の特別会計繰出金の減ということは、その分払わなくてもいいよということなんでしょうけども、今年の予算が1,000とんで83万なにかがして約17%の減になっているんですが、これはどうしてなったのかということと、水道、簡易水道の336万円、2,100万円の支出予定予算なんですけども、ちょっとこれ調べたら300万円ぐらいのですね、事業がちょっと見当たらなかったの、この2つについて御説明をお願いします。

○議長（富樫順悦） 小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいまの永井議員の御質問なんですけども、介護保健サービス事業会計の繰出金、またこの簡易水道事業特別会計の繰出金なんですけども、事業的なものは特段これにはないんですけども、人事異動の関係でですね、特別会計から一般会計のほうに持ってきたという関係がございまして、減額というふうになっております。また後ほどですね、特別会計のほうの予算、各課のほうで説明がございしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

○1番（永井浩） はい。よろしいです。ありがとうございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 教えてください。7ページ、先ほど、ちょっと説明されてたんですけども、聞き逃してしまいました。寄附金で新しく5目、ふるさと想う寄附金というものを新たに設けております。このふるさと納税の関係というふうに、ちょっと聞いたんですけど、先ほど。この5目のふるさとを想う寄附金について、もうちょっと説明をお願いしたいなというふうに思います。それから、歳出で13ページです。18目の地方創生対策費の商工会のグルメ開発プロジェクト事業、もうちょっと中身詳しく教えてほしいと思います。テレビ局とどうのこうのっていうふうに聞いたんですけども、中身はどんなものかももう少し詳しく教えてください。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいまの御質問ですけれども、まず1点目、ふるさと想う寄附金でございます。ふるさと納税につきましては、本町でも引き続き実施しておりまして、4月に要綱を一部改正いたしまして、先ほど、総務課長から説明もありましたけれども、奨学資金のメニューをなくしまして、それに代わるものとして、子ども育成支援、それと花一会の蔵書充実と、この2つのメニューを追加して、新たにまたふるさと納税を募集を行っているところでございます。今までは一旦基金に積んで、翌年度繰り入れをして事業に充当するという方法をとってございましたけれども、今年からは寄附された方の意思も十分反映するべく、直接、寄附があつてすぐその当該年度に事業に充当するという方法でやっていくということになりましたので、今回、このような予算の措置になっております。それと、2点目の商工会のグルメ開発プロジェクト事業でございますけれども、繰り返しになりますけれども、今回の企画は商工会が、蘭越の商工会が事業主体となりまして、地元農産品を使いまして、特産品とかお土産

とか、そういったものの商品開発を行うということでございまして、事業費の総額は430万円と聞いております。具体的には北海道テレビ放送の番組の中で、この番組に出ているタレントと一緒にですね、町内の方がワークショップを行って、その商品、町の良いもの、こういったものがあるのかということ議論しながら商品を作っていくというふうに進めるというふう聞いております。そこで完成したものについては、9月に札幌で開催されますイベントに出品をいたしまして、お披露目をするということでございます。広く宣伝を行うというものでございますけれども、その完成した商品につきましては、そのイベントが終わった後も、引き続き町内の各お店で、それぞれお店で工夫を加えてまた販売を行うという趣旨でございます。そういったものを蘭越の名産となるように育てていきたいということでございますので、私たちも支援をしてきたいというふうに考えております。また、このテレビ放送で周知を図る、全て宣伝されるということはもちろんですけれども、この9月に行われるイベントにつきましては、3日間で6万人ぐらいの方が来場されるというふうに聞いてますので、かなりの宣伝効果があるというふうに、私たちも期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 寄附金のほうは理解しました。そういう寄附金の趣旨を、直ちに当該年度に活かすということはそれは良いことだなというふうに思いますので、そういう取組もけっこうかなというふうに思います。ちょっと気になったんですけれども、4目で農林水産業費、寄附金の中の産業振興基金というのはまだ、100万減にしていますけども、1,000円は残っているんですよ。4目の農林水産業費寄附金で、今回100万減になってますよね。予算は101万あるので、引き続き1,000円はまだ残っているんです。その産業振興基金と新たに設けた地域産業振興事業指定寄附金というこの色分けはどういうふうになさるのかなというふうに思っていますね、ちょっと気になったんですよ。全く産業振興基金がなくなっちゃって、全部5目のほうに振替えるのかなと思ったんですけども、

両方残ってますから、その寄附をいただいた方の意思で基金に積みと言うんだった積むと、何か早く使ってくれというんだったら当該年度の財源充当するというですね、この2つの似たような産業振興基金と、地域産業振興事業指定寄附金というですね、このへんの使い分ける基準みたいな考えた方というのが、もしあったらですね、ちょっと教えてほしいなというふうに思います。それから、商工会のグルメ開発プロジェクト事業ですけれども、試みとしては良いのかなというふうに思うんですけれども、ただ、ちょっと気になるのはですね、いわゆるマスコミといいますか、テレビ局の思惑主体に動いてしまうと、こういう言い方はちょっとあれですけれども、テレビ局の思惑に利用されて終わっちゃうという、そういう懸念をちょっと心配するんですよね。テレビ局の番組作りに町がそれに利用されるというか、商工会がっていうことですが、そうでなくてやっぱり目指すところは、タレントはいつでもいいですから、いつでもいいと言ったら失礼ですけれども、やっぱりものを作っているとか、あるいは地元の商店の人たちやなんかはどうやっていくかということ育てていくと、そこを主として考えていかないと、テレビ局の番組作りにすっかり翻弄させられちゃうというところで、もう今年1回やって、はい終わりですよというふうにはならないようにですね、是非、注意をしてやってほしいなというふうに、ちょっと懸念をしますので、そのあたり何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） まず1点目の基金への積立の件ですけれども、税法上は一緒なんですけれども、ふるさと納税による寄附とその他の普通の寄附と、受付口が別々にしておりますので、そういった意味で、当初予算に載っています、科目別の1,000円というのはそのままにという、そういうことですので、御理解いただければと思います。それと、2点目のグルメ開発ですけれども、全く御指摘のとおりでございます。私たちもそのへんは、放送局のほうに多額のお金を払うわけですので、放送局の言いなりですね、ただ一過性の番組が放送されて終わりということのないようにですね、このへんは私たちも注視していきたいと

いうふうに考えております。先ほども言いましたけれども、番組の中では町の商店の方が集まって番組、タレントと一緒にですね、地元の良いものを作っていくと、探して、それをどうしたらいいかというのを議論して作っていくということを聞いております。できた物はですね、これからも番組が終わってからもですね、それぞれの店で発売なり、提供するなりしてですね、引き続き、これからも町の良いものを使って蘭越といえはこういうものだよねというものが開発されることを期待しております。ですので、議員御指摘のことにつきましては、十分注意していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員からの御質問ですが、今、梅本課長が答弁したとおりですね、商工会のグルメ開発プロジェクト、実は、今年3月に商工会が経済産業省からですね、経営発達支援計画という、商工会がこれから進めていく部分の中で、どういうふうに進めていったらいいかという経営発達計画が認定されてございます。その内容の中にですね、特に、農産物、地場産の農産物を中心とした特産品の商品開発を是非、その商工会のほうでも進めていきたいんだという、そういうような項目があってですね、その具現化を図るための一つとして、今回、このようなそういうテレビを利用した部分の中で商品開発を進めながら、そして、それは今後、町の、できればですね、地場産品の一つになるような、そういう商品になればいいという強い商工会の想いもあってですね、是非、そういう中で少し活力ある商工会で進めていきたいというお話も聞きましたので、その一部を町が支援できればというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 最後に。新しい取組に果敢に挑戦するというのは、良いことだと思うんですね。繰り返しになりますけれども、やっぱり地元の生産者や、あるいはそういう製造するということをされている方々がこれからどうして進んでいくということを、やっぱり地に足をつけたです

ね、地道な取り組みとしてやっぱり一人ずつ育てていくような、そこをやっぱり主眼としてやってほしいなど。番組作りは特別、そこだけでなく、今度テレビに出るぞみたいなですね、そこだけを中心にして目的化しちゃうと、やっぱりまずいなと思いますので、十分そのあたり注意をされて取り組んでいただければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今、難波議員からの御指摘あったとおりですね、町もやはり支援していくという部分の中においては、今、議員が言ったとおり、ただテレビに出て、いつであるから、わーというかたちではなくて、それがやはり長い目で見た中で、蘭越町の商品というか、それに繋がっていかなければならないというふうに考えております。十分、今、御指摘いただいた部分については、これからまた商工会とも打合せをする部分もありますので、そういうようなお話もしていきたいというふうに思ってますし、議員もおっしゃっていただいたですね、新しい取り組みを、是非、商工会として、いろいろ商工会の中でも各団体があって、その人方が集まった中で、是非やっていきたいんだという、そういう強い思いもあって、私もそれに支援ができればというふうに考えております。十分、議員おっしゃった部分については、活かされるように、町としても指導も含めて行っていきたいというふうに思っております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ここで、15分間休憩をいたします。

再開は14時30分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般会計補正予算の質疑を行います。

ほかに質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 24ページ、観光費の臨時賃金等について、お聞きしたいんですが、この臨時賃金の内容、予算の内容、どのような事業に使われていく臨時賃金、臨時職員の賃金なのかちょっとお聞きします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） 観光費の中の臨時職員賃金ですけれども、この春の組織見直しによりまして、地域振興事業が総務課から商工労働観光課に移管になりました。それに伴って、そちらのほうで事務をしておりました職員が観光課のほうに移ってきましたので、総務費よりうちのほうに移替えをしたということでございます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） ちょっと違った視点になるかもしれませんが、観光費関係のことについて、ちょっと質問させていただきますと、最近、国道5号線から新見、大谷にかけて外国人の方のサイクリングツアーというのがけっこうやっているのが見受けられておりまして、これは国道、道道の話にもなりますけれども、今後サイクルレースもあるという話も聞いておりますが、草刈も十分行われておりませんし、道路の補修も十分ではない中でやっておりますから、これは国や道についての話になりますけれども、観光圏として、蘭越町、観光圏としてどのような対策をもっていくのか。当然、観光圏に入っているわけですから、いろんな意味で、発言する機会もあるし、いろんな事業の中でそれらをどのように捉えていくかという話もありますが、そのへんどのようにかんがえているのかということ、十分要望されているのか、この2点について、お聞きします。

○議長（富樫順悦） 梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） サイクルツーリズムというんでしょうか、今、御質問の件につきましては、自転車でこの地域を観光するといいますか、その地域を満喫するというスタイルにつきましては、私たちも認識、そういう方が増えているというのは、外国人に限らず増えてきているというのは認識しているところです。先般ですけれども、開発局の職員の

方がですね、調査と称して、私たちのところにお見えになりまして、そういったニーズがないかというインタビューを受けたところでございます。国でもサイクルツーリズムの推進をしております、統一した看板ですとか、統一した道路標識ですか、道路標示といいますかね、そういったものをやっていくということで、今、有識者の方が集まって議論を進めているということでございました。本町におきましてそういった方が増えていきますよということでお話をしたんですけれども、具体的にですね、町道を幅広くして整備するとかですね、それは簡単なことではないわけですし、ただそういうルート設定とかですね、外国人のかたとか観光客のかたに、こういうところだと綺麗な景色が見れますよといった、そういったルート案内のようなものは、私たちが設計することはできるのかなというふうに話をしたところなんです。その利用の増加に伴ってですね、私たちもサイクルスタンドですとか、空気入れですとか、町内の各施設に置くようにはしていますし、できる限りのことはしているところなんですけれども、その道路整備については、今、議員おっしゃったとおり、町道だけではありませんので、そういったところについては、期成会とかそういったところを通じてですね、要望していかなければならないというふうに考えているところです。今、議員の御指摘にありました、観光圏の中でですね、そういう要望をしたらどうかということですけども、それにつきましては、どういうメニューがあるかというのをですね、私たち十分勉強してですね、観光圏の構成団体とも協議していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） だいたい理解できました。昆布のほうでもレンタルサイクルを始めるということでございますし、逆に、先ほど、大湯沼の展示館の使い方の中でもサイクリングの話が出ておりましたが、非常に、観光圏の中では山から下ったりする意味で、蘭越町というのはサイクリングにけっこう適していると言いますか、それほど道路も大幅に込んでいるわけでもありません。このへん少し捉えてですね、今後、観光圏の位置づけの中で、蘭越町、そういう意味ではもう少し研究しながら、国なり、観

光圏に要望していく必要があるのかなということで聞いたのですが、このへんについてどうですか。町長、最後に質問します。お願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問でございます。議員おっしゃるとおりですね、非常に今サイクリングブームというのがあります。先般もですね、ニセコというか、羊蹄一周のコースと、それプラス日本海側、蘭越を横断して港まで行ったコースという、そこが一つの大会として行われています。それと、今、これから観光圏、もう一つのソフト事業と合わせたですね、ニセコクラシックというのが、これも本町の山村広場を出発として70キロのコースで行うというようなことで、非常にサイクリングブームが出てきております。その中で今、観光圏としてですね、今どちらかという観光圏はソフト事業をメインとしていろんな事業計画を立てているんですが、今、そのサイクリングに係る、議員がおっしゃった維持管理も含めて、ハード的な部分ですね、維持補修とか、そういうような部分、これについては今後、観光圏の中で、私も、議員にいただいた、そういう御指摘のもとにですね、そういう話す機会があれば、是非、そのような部分も申していきたいというふうに思いますし、非常に蘭越町は自然豊かでいろんな、山があり、川があり、海があると、そういう部分を、非常にサイクリングを利用してですね、満喫できるという高い評価は得ておりますので、これをそういう、今、議員がおっしゃったですね、連携してうまく繋げていければと、そういうことが、是非、今後ともうちの観光を進める部分の中では必要な部分ではないかというふうに私も考えておりますので、いろいろな部分で、内部とも協議して、そして、連携をとれるところはとっていくというかたちで進めてまいりたいと考えております。御理解をお願いします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号平成29年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第13、議案第6号平成29年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第6号平成29年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は4,841万9,000円でございます。この総額に56万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,898万1,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額22万8,000円。11需用費22万8,000円。修繕料として、シェルプラザ港の床が剥離したため、危険な箇所を補修するほか、店舗内の照明が劣化により電球交換できなくなりましたので、修繕を行うものです。

2款事業費 1項事業費 1目売店事業費、補正額33万4,000円。

特定財源その他 1 万 7, 000 円は社会保険料納付金です。4 共済費 3 万 7, 000 円。社会保険料。9 旅費 1 2 万 6, 000 円。臨時職員費用弁償で、いずれも 4 月に採用いたしました職員に係るものです。1 4 使用料及び賃借料 1 7 万 1, 000 円。コーヒーマシン借上料 5 万 6, 000 円。利用者ニーズに應えるため、目名、港それぞれに導入いたします。冷凍ショーケース借上料 1 1 万 5, 000 円。現在使用しているアイスクリーム用のショーケースが経年により、正常作動しなくなりましたので、目名、港ともにリースにより更新するものでございます。5 ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 5 4 万 5, 000 円。1 繰越金 5 4 万 5, 000 円。前年度繰越金です。以下、歳出の特定財源内訳で説明いたしましたので、省略いたします。これらにより歳出充当をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号平成 2 9 年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 1 4、議案第 7 号平成 2 9 年度蘭越町国民健康

保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第7号平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は2億6,682万8,000円でございますが、これに歳入歳出それぞれ38万円を追加し、2億6,720万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

なお、今回の補正につきましては、職員の人事異動による人件費について計上させていただいております。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額93万3,000円の減。特定財源のその他93万3,000円の減につきましては、一般会計繰入金でございます。2、3、4節は人件費でございますので、一般会計同様、説明を省略させていただきます。

1款総務費 2項徴税费 1目賦課徴収費、補正額131万3,000円。特定財源のその他131万3,000円につきましては、一般会計繰入金でございます。2、3、4は説明を省略いたします。

次に、歳入となりますが、ただいま申し上げましたように、補正の減額が一般会計繰入金でございますので、事項別明細の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第15、議案第8号平成29年度蘭越町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口健康推進課長。

○健康推進課長(坂口幸夫) ただいま上程されました、議案第8号平成29年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は6,017万円で、この総額から130万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,886万2,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、最初に事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 1目訪問介護等事業費、補正額139万9000円の減。特定財源その他27万7,000円につきましては、社会保険料でございます。2給料から4共済費につきまして

は、人事異動に伴う減額でございます、説明を省略させていただきます。
7ページをご覧ください。

7賃金182万6,000円。臨時職員の賃金でございます。9旅費13万1,000円。嘱託、臨時職員の通勤費用、費用弁償12万6,000円。職員旅費5,000円でございます。19負担金補助及び交付金、福祉有償運送運転者講習負担金3万1,000円でございます。

次に、2目通所介護事業費、補正額2万円の減。特定財源その他19万8,000円につきましては、社会保険料でございます。1報酬45万6,000円の減。嘱託介護員の報酬を減額するものでございます。4共済費40万1,000円。社会保険料40万1,000円でございます。8ページをご覧ください。9旅費3万5,000円。高齢者生活福祉センターめなの嘱託、臨時職員の通勤費用、費用弁償でございます。

次に、3目居宅介護支援事業費、補正額11万1,000円。9旅費5万5,000円。臨時職員の旅費でございます。19負担金補助及び交付金、介護支援専門員の講師研修負担金5万6,000円でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページをご覧ください。

2款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額178万3,000円の減。1一般会計繰入金の減額でございます。

4款諸収入 2項雑入 1目雑入、補正額47万5,000円。社会保険料納付金でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号平成29年度蘭越町介護サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第16、議案第9号平成29年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長(竹内恒雄) ただいま上程されました、議案第9号平成29年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億2,663万1,000円でございます。この総額から388万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,274万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款事業費 1項水道事業費 1目水道総務費、補正額338万2,000円の減。特定財源その他52万2,000円の減につきましては、社会保険料納付金、雇用保険料納付金でございます。2節、3節、4節の人員費につきましては、人事異動に伴うものであり、一般会計と同様、説明を省略させていただきます。

次に歳入につきまして、御説明申し上げます。5ページをご覧ください。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額336万円の減。一般会計繰入金336万円減額するものでございます。

6款諸収入 3項雑入 2目雑入、補正額52万2,000円の減。社会保険料納付金、雇用保険料納付金をそれぞれ減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号平成29年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第17、議案第10号平成29年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第10号平成29年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億5,981万1,000円でございます。この総額に11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,993万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1 款事業費 1 項下水道事業費 1 目下水道維持費、補正額 1 1 万 9, 0 0 0 円の追加。2 節、3 節、4 節の人件費につきましては、人事異動に伴うものであり、一般会計と同様、説明を省略させていただきます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。5 ページをご覧ください。

6 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 1 1 万 9, 0 0 0 円の追加。前年度繰越金 1 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳出に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 0 号平成 2 9 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 1 8、議案第 1 1 号平成 2 9 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働課長。

○商工労働観光課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第 1 1 号平成 2 9 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第 1 号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億8,547万8,000円でございます。この総額に歳入歳出それぞれ636万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,184万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額515万1,000円。2、3、4は人件費です。一般会計同様、省略いたします。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額121万6,000円。特定財源その他134万1,000円は社会保険料納付金です。1報酬323万円の減。嘱託職員報酬の減です。4共済費270万4,000円。社会保険料で厚生年金保険、健康保険の適用対象者が拡大となりましたので、追加するものです。7賃金174万2,000円。臨時職員賃金で、4月から1人採用になったことによる増です。5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額502万6,000円。1繰越金502万6,000円。前年度繰越金です。

以下、歳出の特定財源内訳で説明いたしましたので、省略いたします。

これらにより、歳出充当を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号平成29年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会

計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第19、議案第12号平成29年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本商工労働課長。

○商工労働観光課長(梅本聖孝) ただいま上程されました、議案第12号平成29年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2,033万円でございます。この総額に歳入歳出それぞれ103万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,136万9,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額103万9,000円。特定財源その他51万5,000円は社会保険料納付金です。4共済費103万9,000円。社会保険料で、厚生年金保険、健康保険の適用対象者拡大によるものです。5ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額52万4,000円。1繰越金52万4,000円。前年度繰越金です。

以下、歳出の特定財源内訳で説明いたしましたので、省略いたします。

これらにより歳出充当を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号平成29年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第20、議案第13号平成29年度蘭越町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第13号平成29年度蘭越町一般会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算総額は55億4,851万7,000円で、歳入歳出それぞれ926万7,000円を追加して、55億5,778万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債の補正ですが、変更でございまして、第2表地方債補正に

よるものでございます。後ほど御説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

8款土木費 4項住宅費 2目町営住宅建設費、補正額926万7,000円。特定財源国道支出金463万3,000円につきましては、社会資本整備総合交付金、地方債460万円につきましては、大谷団地公営住宅建設事業債でございます。15工事請負費926万7,000円。大谷団地公営住宅建設工事で、既存建物の解体後の杭打ち工事において、地下水と降雨の影響もあり、想定以上に地盤が軟弱となり、ポンプによる排水処理を行いました。改善されず、杭打ち機械が入ると浮動沈下や機械が転倒する恐れがあり、地盤改良等の工事が必要となるため、補正をお願いするものでございます。

なお、追加をお願いいたします地盤改良工事の内容につきましては、面積799平方メートル、深さ1メートルに固化剤として効果があり、動植物に害のない木質パルプスラッジ剤を使用した地盤改良を行い、また水対策として建物周り114.9メートルに暗渠管を埋設するものでございます。

続いて歳入に戻ります。6ページをご覧ください。

15款国庫支出金、22款町債につきましては、説明を省略いたします。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3万4,000円。前年度繰越金の追加で、これらにより歳出充当するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。公営住宅建設事業債ですが、補正前の限度額は1億3,520万円でしたが、460万円を追加いたしまして、1億3,980万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番福村議員。

○7番（福村正見） 今の説明なんですけれども、追加で予算を組んだということでございます。これは工事の前段で予算を組むときにですね、事前に調査をしていなかったのですかね。杭が入らないとか、水が出てどうしようもないとか、そういう部分の調査まではしていなかったんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいです。だいたい工事入る前にですね、いろいろ入札も含めてなんですけれども、いろんなかたちで調査をしてから金額を決めるかというふうに思うんですよね。私どもの基盤整備事業もそうなんですけれども、全体の調査をして、そして金額を決めて入札してるというような状況でございますので、これは事前にそういう調査をしていなかったということですか。

○議長（富樫順悦） 中村建設課主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） 福村議員の事前に調査をしていなかったのかという御質問にお答えいたします。大谷団地建設に伴いまして、昨年、平成28年度に地質調査を専門業者に、7月6日から9月12日の業務機関に委託を実施してございます。その調査の主な内容でございますけれども、基礎の設計、特に杭工事が必要なるかならないか、それに必要な地盤の資料を最終目的として地質調査を実施しております。その地質調査の報告書では、基礎の掘削の対象となる地盤、現状の地盤から1メートルから1.5メートルぐらいですけれども、その土質につきましては、盛土の粘性土、またその下につきましては、沖積粘性土から成り立っているという報告結果となっております。また、ボーリング調査時にあけました掘削口、そこで坑内水位というのを確認してございますが、その坑内水位はたしかに現状地盤から1メートルぐらいのところまで水位は確認されましたが、報告書の中では、その水につきましては、地下水が粘土層の中にたまっているたまり水という報告になってございました。また、その結果に基づきまして、当然、設計事務所が設計をしているわけでございますけれども、今まで緑ヶ丘団地、黄金団地ほか過去事例におきましてもそうだったんですけども、建物周辺の浮動沈下とか、全面道路の波うち、そのような状況が見受

けられなかったということから、今までどおり通常の工事で、敷鉄板を敷いた上で杭打ち機械は作業できるのではないかと判断しておりましたので、御理解していただきたいと思います。以上、説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ちょっと補足させていただきます。今、うちの主任技師が説明したとおりなんですけども、この解体につきまして6月1日から行われ、6月10日にはその整地というかたちで行っています。この1日から10日までに気象庁のデータございますけども、合計96ミリの雨も降っているということで、水のたまりがこの雨水による影響があったということで、降雨量のかたちをみて、我々はそれを見て判断させていただいたことも事実です。以上です。

○議長（富樫順悦） 福村議員。

○7番（福村正見） 多分この土地はですね、大谷団地が今建っている部分ではどういうことだったのかちょっと分かりませんが、たいがい大谷というのは、国道から山手のほうは泥炭地なんですよ。雨の影響もたしかにあったかとは思いますが、やはりそこまで土地柄というもの含めてね、やはり検討すべきだったのではないかなというふうに思うんですよ。追加案件ではございますけども、そこまでやっている追加までしなくても良かったのかなというふうに、それぞれ私どもは質問しますが、これも憶測に過ぎないんですけども、やはりそこまで綿密にね、やっていかないと、追加、追加でお金だけがかかって、町も金がかかるということも含めて考えますと、やはり初めからそういう慎重な対応というのが必要だったのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 中村主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） 今回の綿密な計画が必要だったのではないかと御質問なんですけども、今年建てる建物につきましては、これからどうしようかというかたちにはなりませんけども、来年度から4棟、さらに建設

計画がございます。それにつきましては、各年度の前年に地質調査をまた実施させていただきたいと考えております。その地質調査の設計とまた直営で現場内を掘削等するなどしてですね、地下の状況、現状地盤から1メートルから1.5メートルぐらいになろうかと思うんですけども、そのへんの状況も確認した上で、設計に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（富樫順悦） ほかに。

1 番永井議員。

○1 番（永井浩） 今の関連ですが、先ほど主任技師が、たまり水であつて湧水ではないのでしょうか。それは湧水ではない。もしくは向こう側は山側ですから、山のほうからですね、地下水の水道になっているんじゃないかとかつていうことは考えられないですか。

○議長（富樫順悦） 中村建設課主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） 先ほどお話をさせていただいたのは、地質調査の実施報告書で報告させていただいております。ですけども、今回、建設工事に伴ひまして、下水道管の掘削工事、今現在、あの地域でしております。それで、下水道管のほうは2メートル前後掘っているわけなんですけども、その中ではやっぱり水が湧いてきているという部分は見受けられました。ですから、まるっきしのたまり水とは当然考えられないのかなというふうには思っておりますけれども、ただ昨年を報告を私どもも委託して、実績のある業者ですので、その報告を信頼した上で判断したということになっておりますけども、ただいま言われてるように、実際、地下水が流れているのが見受けられますので、そのへんを考慮した上で来年度から設計に反映していきたいと思っております。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1 番（永井浩） それはもう適切な処理をしていただきたいと思うんですけども、ちょっと気になるのは、ハイエフビー工法、とてもいいパイを使うわけですね、かなり地盤に球根を作つていって、それに支持させると

いう方法ですけども、それはちゃんと岩盤に当たっているのか。そう言うのは、今、土壌改良して、ある程度ベースのことは硬くなりますよ、足はしっかりしてますよ、でも中はぶよぶよですよという状態になった時に、また不安なところも出てくると思うんですよね。たしかにその岩盤がしっかりしているのかとか、というのは、なんとなくこの設定業者が、そういう後からこういう状態が出てくると言うのは、はたしてその13メートルで足りるのかとかいろんな疑惑がどんどんどんどんわいてくるものですから、今後どうしたものかということと、これで工事費の追加補正とか、工期延長とかがっていう問題が出てくると思うんですね。これ町民、もしくは業者、建設業者にですね、少なからず、そんな小さくないと思うぐらいのやっぱり損害が出てくると思うんですよね。それに対する設計会社の責任とかそういうのは発生しないものかどうか、そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 中村建設課主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） まず1点目なんですが、地質調査の結果に基づく杭の関係ですけども、13メートルでどうなのかっていう話なんですけども、昨年、地質調査を事前に2本、ボーリング調査しております。それで、たしかに13メートルぐらい、12、3メートルぐらいまでですか、通常N値というんですけども、ほとんど地耐力がなくてすぼすぼの状態でありました。ですけども、13メートルから5メートルぐらい下ですね、それは2本ともN値50という、地盤調査でN値というのがあるんですが、それが50以上確認されております。通常、杭基礎でやる場合には20以上あれば、杭打ちで支持できるという判断になりますので、実際2杭とも、今言いましたとおり、13メートルから以降については、N値は50以上確認されたということで、そのへんは心配ないのかと思います。次に、今回のことで工期の延長とかについてどうなんだろうかと御質問ですけども、まず、この後の契約の締結のほうの議案提出させていただいておりますけども、工期につきましては26日延長をお願いしたいと思っております。それに伴いまして、当然、工事費の内訳書、金額変わるわけですけども、工事費の算定の中で工期が26日、1か月延びるということで、

それに基づいた工期算定、工期を今、経費を求めるのに工期をいれたかたちでやりますので、その工期の延長に伴っての経費のアップ、そのへんは計上させていただいております。また、1月延びるということで、当初から工事現場内の道路、建物周り、そのへんの除雪費も今回計上させていただいておりますけれども、3月分の除雪費ということで、その分も追加で計上させていただいております。あと、その他、今回の工事で、建築本体工事が工期が延びるわけですから、当然、電気設備についても同じく工期延長に係るわけですが、そのへんにつきましては、基本的に内部の工事ということで、実際かかる工期については、実質動く工期ですね、それについては、電気と設備については、特に問題ないということで、現場代人のほうとお話をさせていただいております。

○議長（富樫順悦） 竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） 今回の、去年の地質調査、その関係につきましては、先ほど主任技師が申したところなんですけども、その中ではあくまでも地下水というかたちでなくて、たまり水だと、ボーリング調査した後の抜いた後でも地下水で上がってくるのが上がってきていないということで、一部の水だということが、この2本の中の調査でありました。それを基に実施設計を組んでいったということでありますので、この調査の内容からいきますと、適正なかたちで調査は行われたというかたちで判断をしております。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。今回、追加議案の中でですね、工事の補正をさせていただいたという部分については、それぞれ主任技師、担当課長から申し上げたとおりであります。まず、前段、去年の段階でですね、地質調査を行ったと、その時点の中では問題がなかったというような報告を受けております。その地質調査の報告を基にどれだけ杭を打つか、そういう部分で設計をしていったわけでございます。今回、実は、解体工事、旧公営住宅を、解体工事を6月1日からしてですね、終わった段階で、かなりその時もう雨が降ってましたので、相当地面が軟

弱になっていたという部分があります。業者のほうからですね、今度杭打ちに入ると、杭は、先ほど言ったとおり、ある程度深さまでいけばですね、きちっと岩盤があるので、それは問題がないんですが、その杭を打つ機械がまず軟弱で入ることができない。そして、それを敷鉄板でなんとか行えないかということもですね、内部でも調査したり、業者のほうとも打合せしたり、設計会社とも打合せをした部分の中でいくと、その敷鉄板を敷くとしてもですね、やはり、乾かすまでひと月以上はかかるだろうという報告を受けました。そうすると、必然的に工期が延長してですね、年度内の施工ができるのかというようなことにもなりました。そこを含めて、これは補助事業で行ってますので、今の道のほうとですね、国も関わっているんですが、今の設計変更した場合にこれが補助対象としてなるのか、それと2か年でそういう工事ができるのか、そこもですね、早急に担当課のほうで振興局のほうと協議をさせた中でですね、業者と設計会社、それも含めてなんとか、この後に出ますが、年度内で事業ができる、そして振興局のほうとしてもその補助対象内ですね、その追加分を補助対象として認めることができるだろう、それと起債も該当になるというようなこともあって、トータル的に判断して、なんとか追加というかたちにはなりましたが、そういう補助対象にもなるということもあってですね、早急に私としては、業者のほう、それと設計会社等含めてこういう判断をさせていただいたという部分でございます。そのようなことから、その設計会社に当初からそういうことが、大谷は、先ほど福村議員の御質問にもあったとおり、軟弱だという部分はたしかにあります。その部分の中で杭を打ちながらこれはできるだろうという部分の中で設計を組んだ部分が、結果的にはこういうふうな状況になったということに対してはですね、今の部分で、そこでペナルティがあるかということは、業者は業者なりにできるだろうという部分があって、それと自然的条件、そして今回解体した部分で、地下水というのがある程度掘っていくとですね、そういう部分もあったということでもありますので、今後の対応は暗渠管も入れた部分の中でやっていきたいというふうに考えておりますが、今現在の中では、設計会社含めてですね、杭打ちを含めてできるというような判断で行った部分については、私としては、今ペナルティなどを科すということは考えて以内というよう

な部分で御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井議員） 確信のもとにきちっとやっていったが、自然条件そういうこともあってこのような状況になったということは理解しました。今後、来年も続くのでやっぱりもうちょっと綿密に、来年からはやって、自然相手で大変ですけども、やってもらいたいなと思いますし、改めて聞きます。本当に13メートル、本当に良い杭を使うんですね。安心は安心なんですけども、横浜、あれは手抜き工事でしたけども、ああいうことがないように、またなんとなく地盤沈下ということもなんか想定できるのではないかなって思うので、しっかり杭の強度の再確認をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 中村建設課主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） 杭施工の偽装問題がありましてから、道のほうでは、杭施工に伴っての立会いだとか、そのへんのマニュアルが出ております。当然、データの紛失しないような確保、そのへんもこの間の現場打合せの中で施工業者、また下請けで入ってくる杭屋さんにそのへんは十分打合せさせていただいておりますので、そのへんは偽装等、当然、ないということで、私たちも現場の方は随時付きたいと思っております。また、先ほど言った、軟弱でさらにそれが沈下するんじゃないかということでございますけども、地質調査の2本のデータ、それとまた近隣のデータとかも事前に渡した中で、地質調査の際に調査させていただいております。今回、杭につきましては、ふし杭を使いますけども、認定工法というかたちでセメントミルク併用で杭の周辺を根固めするという工法を使っておりますので、そのへんは大丈夫だというふうに思っております。それと、これから4年間、来年からさらに4棟建ちますので、そのへんは今年の状態を踏まえた上で、綿密に打合せした中で設計等も進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私から一つだけ。設計会社の施工に当たっての瑕疵がね、どの程度、町長を責めるつもりはないんだということで、これは当然、今後数年間にわたって工事が計上されるということなので、後々のこともあるものですから、強く責められないのであれば、それなりのやっぱりきちっとした工事をやってもらうということがまず第1点。これは念を押ししておかなければならないというふうに思っています。それからですね、もう一つ。私は全くの素人ですけど、地下水脈などに単に当たっただけなのかなという気がするんですよ。昔からやっつけで生き物が入ったら出てこれないっていうね、そういう今小川さんも議場にいらっしゃるけども、たぶんそういう場所でそれはたまり水ですよ。湧水があったかどうか分からないですけど、たまり水です。だからその排水をきちっとしないと地下水脈、地下水の高い場所はたくさんあるんでしょうけど、水脈ができていくわけですよ。何メートルか下に。それをきちっと排水しないとあれなんで、700平米ただ、700平米全部を地盤入替えして砂利で暗渠するのかどうなのか、杭は支持盤に当たれば効果を発揮するでしょうけども、表面の乾燥ということになると、やっぱりそれなりの、先ほど説明十分ではなかったものですから、もう一回そのことを。もう1点。二つほど説明をお願いします。

○議長（富樫順悦） 中村建設課主任技師。

○建設課主任技師（中村伸宏） 今言った、地下水に対する対策ということで、先ほど、建設課長の概略説明の中で、今回地盤改良するのと、あと暗渠管を入れさせていただきたいと、これにつきましては、基礎の、建物周囲の基礎レベルで暗渠管を入れて、暗渠管で水を受けて既存の側溝のほうに合流したいということで140数メートルですか、75パイの暗渠管を入れるというかたちで対応をしたいというふうに考えてございます。また、来年度以降につきましても、同じようなかたちで暗渠管は入れるべきだと私も考えております。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 前段、柳谷議員がおっしゃったですね、やはり、設計会社にこのようになったという事実は事実なんですね。そこをですね、やはり、再度またこういうことを起こらさないためにはですね、きちっと設計会社を含めて、私ども課内でもですね、そこを打合せをして、そして最善の方策で行うということは、これはもう今後に向けてですね、しなければならぬというふうに考えております。今回、たまたまではなくて、事前の調査も含めて、いろいろやってはいましたが、そういうふうになったと、事実を追加せざるを得なくなったということに対しては、非常に議会の皆様には御迷惑をおかけしておりますことに対しては、お詫びを申し上げたいというふうに考えております。今後に対しては十分、内部で協議をしながら、またより良い方法の中でですね、実施をしていきたいと、設計会社等含めて協議をしていくというふうにかたちをとりたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号平成29年度蘭越町一般会計補正予算第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第21、議案第14号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第14号工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきまして、御説明申し上げます。

参考資料④と併せてご覧願います。

平成29年5月29日開催の第3回蘭越町臨時会において議決いただきました、大谷団地公営住宅建設建築主体工事及び大谷団地公営住宅解体工事に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容は、工事請負金額の締結についての表、契約金額の項中、消費税1,344万円を含めまして1億8,144万円を、消費税1,431万3,600円を含めまして1億9,323万3,600円に改め、1,179万3,600円増額するものでございます。

同表、予定工期の項中、平成30年2月28日を平成30年3月26日に改め、工期を26日間延長するものでございます。

この工事請負金額と予定工期の変更につきまして、御説明申し上げます。

先ほど、補正予算でも説明し、若干、同じ説明があると思えますけど、よろしく願いいたします。

大谷団地建設は既存建物の解体整地後の杭打ち工事工程に着手したところ、地盤が解体掘削工事において、地下水と降雨の影響を大きく受け、想定以上に地盤が軟弱になり、ポンプにより排水処理を行いました改善されず、敷鉄板を重ね敷きしても、杭打機械80トンが入ると浮動沈下が起こり、また無理して入ると転倒する恐れがあると申し出がありました。

この申し出を受けて協議したところ、この状態で排水処理や自然乾燥を待っているのは大幅な工事の遅れが生じることから、地盤改良工事の追加による金額と予定工期の変更についてやむを得ないと判断いたしました。参考資料④の2ページをご覧願います。

追加とする地盤改良工事につきましては、工事範囲を赤斜線で示しております。面積799平米、改良深さ1メートルであります。この地盤改良

に団地周辺の動植物に害のない木質パルプスラッチ材を主成分とした固化剤を使用します。この固化剤は雨水、湧き水による再泥状化に対する効果もあり、また、青色線で示しております水対策として、建物前に暗渠管を埋設工事114.9メートルを行います。

26日間の工期延長に伴い、経費率の変更、除雪費用の追加についても増額計上しております。この追加工事により、当初設計に対し、消費税含めまして1億182万6,000円増額となるものでございます。

なお、当該工事は設計金額に対しまして、随意契約額に対する率は99.74%、1億8,144万円で契約してございますので、変更後の契約金額は設計変更額に99.74%を乗じた1億9,323万3,600円となりまして、1,179万3,600円増額させていただきたく、議会の議決をお願いするものでございます。

また、工期につきましては、地盤改良追加工事に26日間を要することから工期を変更させていただきたく、議会の議決を併せてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第22、意見書案第1号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番赤石議員。

○6番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を御説明申し上げます。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策の取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第23、意見書案第2号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番赤石議員。

○6番(赤石勝子) ただいま上程されました、意見書案第2号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を御説明申し上げます。

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況です。厚生労働省は、夜勤交替制労働の負担軽減など桓武環境整備を求める通知を発出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。

2007年に改訂された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制づくりが重要であるとしています。

しかし、依然として、16時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳がおびやかされる事態が改善されていません。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題です。2007年の国会決議の早期実現はもちろん、ILO看護職員条約・勧告・EU労働時間指令などの国際基準に照らした改善が求められます。

以上の趣旨から、下記事項について強く要望します。

1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。

③介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

2、安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3、患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第2号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第24、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番福村議員。

○7番（福村正見） ただいま上程されました、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を御説明申し上げます。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地帯を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組をさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的の関わりのもと、森林整備はもとより木材の利用を含め、幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組に対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出する。

以上で説明を終わります。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり意見書を提出することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第25、報告第1号平成28年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について報告を行います。

報告を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただ今上程されました、報告第1号平成28年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況につきまして、御説明いたします。1ページをご覧ください。

1の情報公開条例の運用状況についてですが、(1)開示請求等の状況は2件の請求となっております。この処理状況につきましては、処理済みが2件で、全部開示したものは2件となっております。

また、(2)の開示請求のあった公文書の内容等ですが、1番から2番の3月9日にあった請求で2件となっております。

次に、2の個人情報保護条例の運用状況についてですが、こちらにつきましては、開示請求はなしとなっております。

また、3の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運営状況ですが、平成28年度は審査会を開催してございません。

以上、情報公開条例第31条及び個人情報保護条例第46条の規定によりまして、議会に報告を申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第26、報告第2号蘭越町土地開発公社の平成28年度事業報告並びに決算報告について、及び報告第3号蘭越町土地開発公社の平成29年度事業計画並びに予算についてを一括で報告を行います。報告を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま一括上程されました、報告第2号蘭越町土地開発公社の平成28年度の事業報告並びに決算報告につきまして、御説明いたします。1ページをご覧ください。

平成28年度事業の概要でございますが、用地の取得はなく、公社所有地の草刈作業を実施し、土地の適正な管理に努めております。

平成28年度の土地開発公社の決算は9万7,452円の純利益となっております。

2の理事会の開催状況と3の理事及び監事名簿につきましては、ご覧のとおりです。2ページをご覧ください。

蘭越町土地開発公社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの損益計算書でございます。1の事業収益は1,232万5,000円でございます。次に、2の事業原価でございますが、1,208万2,500円でございます。3の販売費及び一般管理費は24万3,637円でございます。また、4の事業外収益として、（1）受取利息、（2）雑収益を合わせまして、9万8,589円でございます。このことにより、計上利益は9万7,452円で、当期純利益も同額でございます。3ページをご覧ください。

次に、平成29年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部

でございますが、流動資産といたしまして、（１）の現金及び預金から（５）の開発中土地まで合わせまして４，８１９万６７１円、また固定資産といたしまして、長期定期預金５００万円です。以上の流動資産、固定資産を合わせまして土地開発公社の保有する資産は、５，３１９万６７１円でございます。４ページをご覧ください。

負債の部でございますが、負債はございません。

資本の部でございますが、１の資本金と２の準備金合わせまして資本合計は５，３１９万６７１円でございます。土地開発公社の負債資本合計は５，３１９万６７１円となっており、先ほどの資産の合計と同額一致してございます。５ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書についてですが、１の事業活動によるキャッシュフローについては、公有地取得事業収入からその他の業務支出まで小計は１，２１４万７，９４０円、利息の受取額２，０１２円で、事業活動によるキャッシュフローは１，２１４万９，９５２円となります。２、３はございません。４の現金及び現金同等物増加額は１，２１４万９，９５２円。５の現金及び現金同等物期首残高は３９２万６，４３１円で、６の期末残高は１，６０７万６，３８３円となります。なお、６ページ以下の財産目録等につきましては、参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

引き続き、一括上程されました報告３号蘭越町土地開発公社の平成２９年度事業計画並びに予算につきまして、御説明いたします。次のページをご覧ください。

議案第１号蘭越町土地開発公社理事長の互選についてですが、宮谷内前町長が理事長を務めておりましたが、退任により、新たに理事の互選により、金町長が理事長に選任されております。次のページをご覧ください。

議案第１号平成２９年度蘭越町土地開発公社予算でございますが、収入支出予算の総額を２，５５３万５，０００円と定めるものでございます。また、第２項の収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表収入支出予算によるものでございます。１ページをご覧ください。

第１表の収入支出予算の収入でございますが、１款の事業収入から４款

の繰越金まで合わせまして、2,553万5,000円でございます。2ページをご覧ください。

支出につきましても、1款事業費から5款の繰越金まで合わせて収入と同額の2,553万5,000円でございます。3ページをご覧ください。

支出の一般管理費の内訳は、ご覧の内容でございます。続いて4ページになります。

平成29年度の資金計画につきましても、ご覧の内容で資金を運営してまいります。

なお、5ページになりますが、平成29年度の土地開発公社の事業計画ですが、土地の処分として、蘭越代行用地で取得した蘭越町共生型住宅用地322.15平方メートルと、蘭越町中心市街地活性化用地290.74平方メートルを町に売却いたします。

以上で、報告3号蘭越町土地開発公社の平成29年度事業計画並びに予算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に資料を提出し、報告するものでございます。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第27、報告第4号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第28、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、所管事務調査についての閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第29、閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、平成29年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時59分 閉会